

# 浜松市医療救護計画

令和8年4月  
浜 松 市

# 目次

<b>第1章 災害医療体制の基本事項</b> .....	<b>1</b>
第1節 浜松市医療救護計画の位置付け .....	1
第2節 医療救護計画策定の目的等 .....	1
第3節 基本的な考え方 .....	2
第4節 市の災害医療体制 .....	7
第5節 災害医療コーディネーター等 .....	14
第6節 医療救護施設 .....	16
第7節 医療班等 .....	18
第8節 救護所 .....	20
第9節 災害時の情報把握 .....	21
第10節 医薬品・医療資器材等 .....	24
第11節 搬送体制 .....	28
第12節 保健医療活動チーム .....	30
第13節 連携・調整機関 .....	32
<b>第2章 南海トラフ巨大地震等による浜松市の被害想定</b> .....	<b>33</b>
<b>第3章 発災直後～超急性期～急性期</b> .....	<b>36</b>
<b>第4章 亜急性期～中長期</b> .....	<b>41</b>
<b>第5章 資料編</b> .....	<b>42</b>
救護病院一覧 .....	42
救護病院最寄りの防災ヘリポート一覧 .....	43
透析医療機関一覧 .....	44
周産期医療施設一覧（正常分娩を実施する医療機関） .....	45
精神病床を有する病院一覧 .....	46
療養病院一覧 .....	46
救護所一覧 .....	47
病院前救護所 .....	49
医療資器材及び医薬品 .....	49
薬局協力医薬品 .....	52
医薬品卸売販売業者 .....	54
医療資器材販売業者 .....	54
医療用ガス販売業者 .....	54
血液センター .....	54

# 第1章 災害医療体制の基本事項

## 第1節 浜松市医療救護計画の位置付け

- (1) この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、浜松市の地域に係る防災対策の大綱を定めた「浜松市地域防災計画」のうち医療救護活動に係る事項の個別計画である。
- (2) この計画は、「浜松市地域防災計画」の下位計画である「浜松市広域受援計画」との整合性を図るものとする。
- (3) この計画は、「静岡県医療救護計画」及び「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」との整合性を図るものとする。

## 第2節 医療救護計画策定の目的等

### (1) 目的

この計画は、予想される大規模地震等の災害から市民の生命と健康を守るため、地震被害想定に基づく傷病者等を救護する体制を確立することを目的とする。なお、医療救護計画は、大規模地震対策特別措置法でいう地震防災強化計画で定められた地震防災上実施すべき応急の対策を定めるとともに、一般災害（局地を含む。）に対する救護体制も考慮するものとする。

### (2) 適用範囲

本計画は、医療従事者や行政機関を対象に、災害発生前と同程度の医療機能に復旧するまでの期間の活動方針とする。

## 第3節 基本的な考え方

### 1 関係者の役割

県、市、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域住民等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

#### (1) 地域住民の役割

地域住民は、自らの命は自ら守る（自助）、自らの地域は皆で守る（共助）を基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

#### (2) 市の役割

市は、地域住民の生命、健康を守るため、浜松市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民協力の下、医療救護活動を実施する。

#### (3) 医療救護施設の役割

医療救護施設は、本計画に定めた役割に応じて医療救護活動を実施する。

#### (4) 関係団体との連携

市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

#### (5) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーター等の協力の下、市で対応できない広域的な医療救護活動を実施する。また、静岡県西部地域を所管する県西部方面本部を設置する。

### 2 平時の体制

#### (1) 浜松市医療救護対策委員会

災害時の医療救護が円滑に行われるよう日頃から情報交換をするとともに、医療救護計画等について調査研究を行うため、関係者による医療救護対策委員会を設置する。

#### (2) 浜松市災害医療ネットワーク会議

市は、災害時における迅速かつ正確な情報伝達を行うため、行政・病院・透析医療機関・周産期医療機関・医療関係団体等を構成員とする浜松市災害医療ネットワーク会議を設置し、平時よりSNSを利用した情報ネットワークを運用する。また、災害時の病院間連携体制推進のため、病院をグループ分けし、意見交換等の場を設ける。

#### (3) 西部地域災害医療対策会議

市は、平時から、静岡県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会議に参画し、県方面本部及び県が委嘱する災害医療コーディネーターと直接連携し、円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制の整備推進に協力する。

#### (4) 浜松市災害医療コーディネーター

市は、災害医療や市内の医療事情に精通している医師を、浜松市災害医療コーディネーター（以下「市災害医療コーディネーター」という）に指定する。

#### (5) 浜松市災害歯科コーディネーター

市は、災害歯科医療や市内の歯科医療事情に精通している歯科医師を、浜松市災害歯科コー

ディネーター（以下「市災害歯科コーディネーター」という）に指定する。

#### (6) 静岡県災害薬事コーディネーター

県は、災害薬事に精通している薬剤師を、静岡県災害薬事コーディネーター（以下「県災害薬事コーディネーター」という）に指定する。

#### (7) 災害拠点病院

県は、広域的な医療救護活動を行うため、災害拠点病院を指定する。

#### (8) 救護病院

市は、一般病床を有し、医療救護活動が期待できる病院について、当該病院の管理者と協議のうえ救護病院として指定する。なお、救護病院と災害拠点病院は一部重複している。

救護病院は、業務継続計画（BCP）、災害対応マニュアル、アクションカード等を作成し、災害発生時に速やかに医療救護活動を実施できるよう努めるものとする。

#### (9) 救護所

市は、避難所として指定した学校等及び診療所等のうち当該施設の管理者と協議のうえ、救護所を指定する。

#### (10) 浜松市災害支援ナース

市は、災害時に救護所等で医療救護活動等を実施する看護師等を確保するため、浜松市災害支援ナース（以下「市災害支援ナース」という）の登録を推進する。

### 3 災害時の体制（医療救護担当）

#### (1) 事前配備体制（災害対策連絡室の設置）

市は、災害が発生し、又は発生する恐れが高まっており、さらにその拡大等危険な状態が続くことが見込まれた場合、災害対策連絡室を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。

#### (2) 災害対策本部の設置

市は、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ場合や、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のために必要があると市長が認める際、災害対策本部を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。（第4節1（2参照））

市は、医療機関と連携して市民の命を助け、感染症等のまん延を防ぐため保健医療調整本部を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。また、必要に応じて保健医療調整本部内に保健医療福祉活動拠点を設置し、保健医療活動チーム等支援チームの活動調整を行う。

なお、医療救護活動方針の策定にあたっては、市災害医療コーディネーター、県災害医療コーディネーター等と連携を図る。

#### (3) 医療関係団体等との連携

市は、災害の状況に応じて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に、保健医療調整本部、保健医療福祉活動拠点及び救護所での医療救護活動等について協力要請する。

また、市災害支援ナースに対して救護所等での医療救護活動の協力を要請する。

#### (4) DMAT 活動拠点本部等との連携

市は、市内災害拠点病院等に設置された DMAT 活動拠点本部や県西部方面本部に対し、市内の被災状況等の情報提供を行う。

### (5) 医療救護活動

医療救護施設及び救護所は、その機能に応じた医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施にあたっては、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

### (6) 救護病院への支援

市は、市内の救護病院が機能を充分発揮できるように支援に努めるとともに、必要に応じてリエゾン（情報連絡員）を派遣するものとする。

## 4 医療救護の対象者及び区分

### (1) 医療救護の対象者

- ア 災害による負傷者
- イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等
- ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等
- エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等の症状が認められる者
- オ ウ、エについての具体的な対応については、「災害時における難病患者支援マニュアル」（静岡県健康福祉部）、「災害時の心のケア対策の手引」（静岡県健康福祉部）を参考とする。

### (2) 対象者の区分

医療救護の対象者を次のとおり区分する。

重症患者 (トリアージ区分：赤)	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者 (トリアージ区分：黄)	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者 (トリアージ区分：緑)	上記以外の者で傷病の処置を必要とする者

## 5 医療救護期間の区分

医療救護期間を次のとおり区分する。

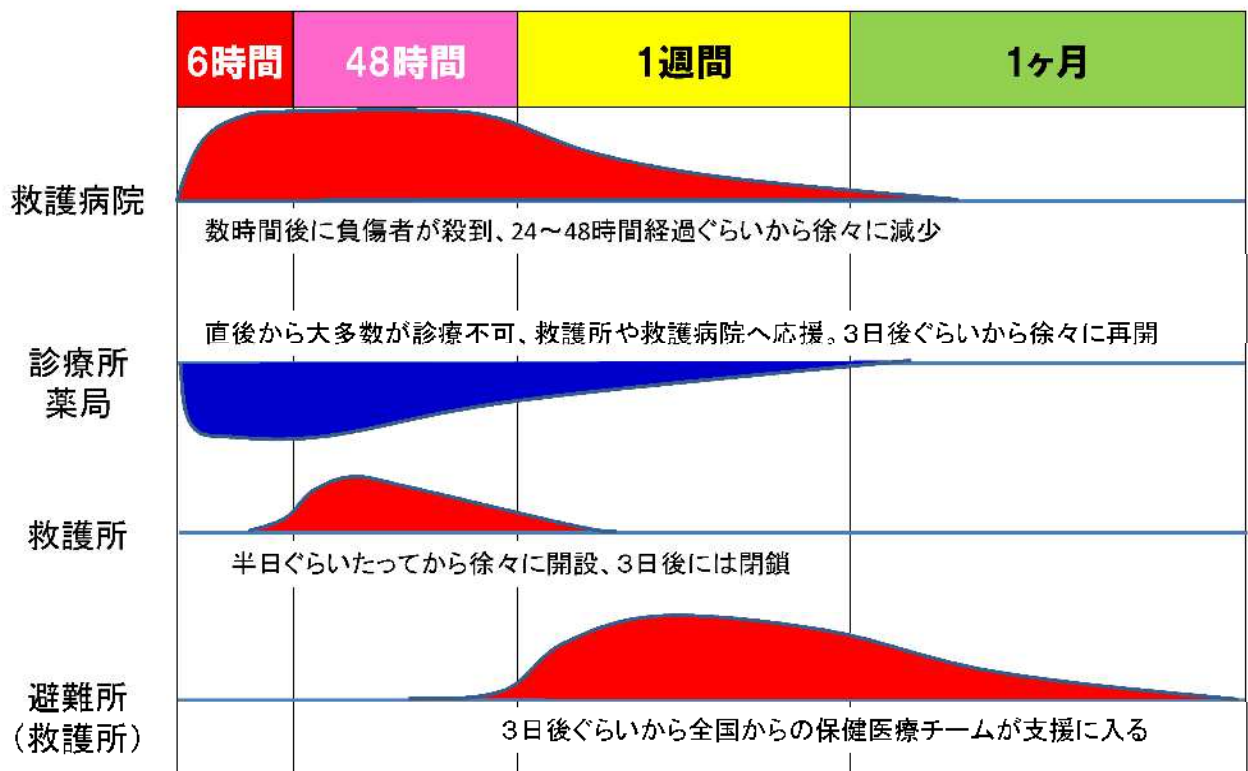
区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

フェーズ区分	0 発災直後 (発災～6 時間)	1 超急性期 (6 時間～48 時間)	2 急性期 (3 日目～1 週間)	3 亜急性期～ 中長期 (1 週間～1 か月)	4 長期 (1 か月以降)
想定される 医療ニーズ	外傷治療・救命救急			慢性疾患・健康管理等	
想定される 応援派遣チーム	DMAT 等			日赤救護班、JMAT 等	

※静岡県医療救護計画では、フェーズ0をフェーズ1に含めている。

フェーズ区分		想定期間	状 況
0	発災直後	発災～6 時間	物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 ➤ 救護病院を中心とした医療救護活動
1	超急性期	6 時間 ～48 時間	救助された多数の傷病者が救護病院に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況 ➤ 被害状況、救護病院の状況を踏まえ、救護所を開設して軽傷者の分散化を行う
2	急性期	48 時間 ～1 週間	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始め、人的・物的支援の受入体制が徐々に確立されている状況 ➤ 避難所への巡回診療が中心
3	亜急性期 ～中長期	1 週間 ～1 か月	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況 ➤ 避難所への健康支援活動が中心
4	長期	1 か月以降	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局がほぼ再開している状況

○時間経過とともに変わる医療提供



## 6 医療救護にかかる費用

医療救護にかかる費用については、災害対策基本法、災害救助法その他法令に特別の定めがある場合を除くほか、現行保険制度その他により取り扱うものとする。

## 7 研修、訓練の実施

計画に基づく医療救護体制に沿った防災訓練及び医療救護訓練を医療関係団体、医療機関等と定期的実施することにより、実践的能力を高め災害時における迅速かつ円滑な医療救護活動の実現を図るものとする。訓練内容等については、必要に応じて、医療救護対策委員会等関係機関と調整する。

また、浜松市災害医療ネットワーク会議において、各救護病院の訓練の実施状況等について、情報共有を図る。

## 第4節 市の災害医療体制

### 1 体制

#### (1) 事前配備体制（災害対策連絡室の設置）

市は、災害が発生し、又は発生する恐れが高まっており、さらにその拡大等危険な状態が続くことが見込まれた場合、災害対策連絡室を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。

名称	設置場所	配備基準
災害対策連絡室	健康医療課	<b>【地震】</b> ・市内で震度5強の地震を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき など

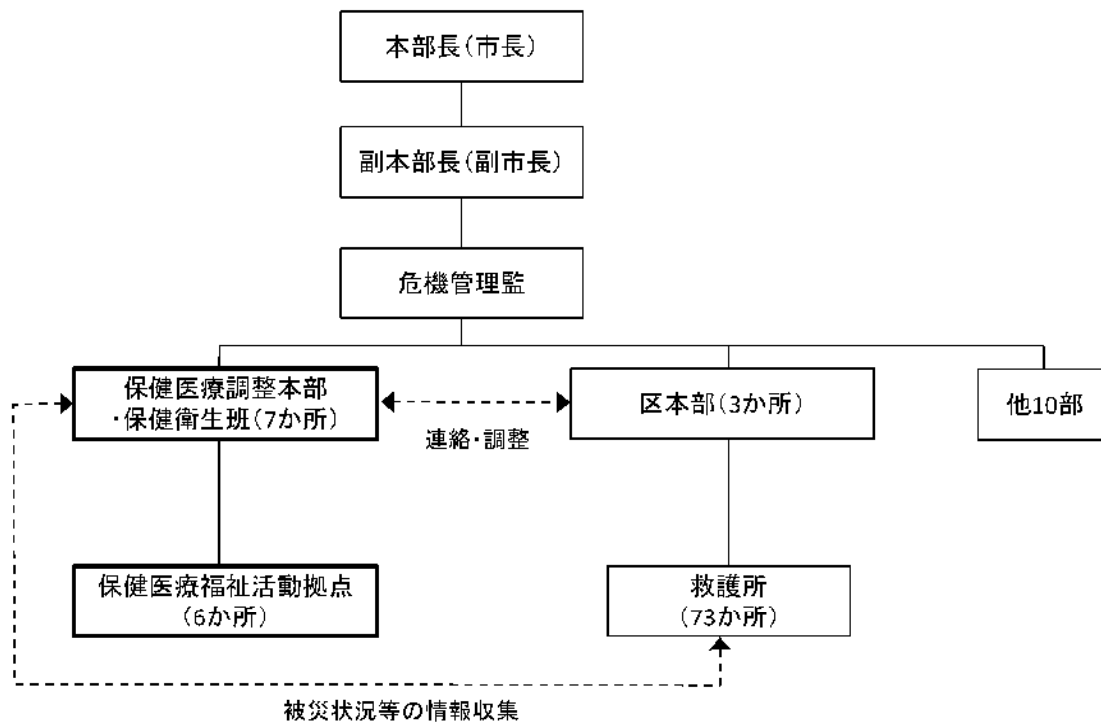
#### (2) 災害対策本部体制（保健医療調整本部及び保健医療福祉活動拠点（以下「保健医療調整本部等」という）の設置）

市は、近い将来に相当な被害の発生が見込まれる場合や、相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のために必要があると市長が認める際、災害対策本部を設置し、情報収集・情報共有活動を開始する。

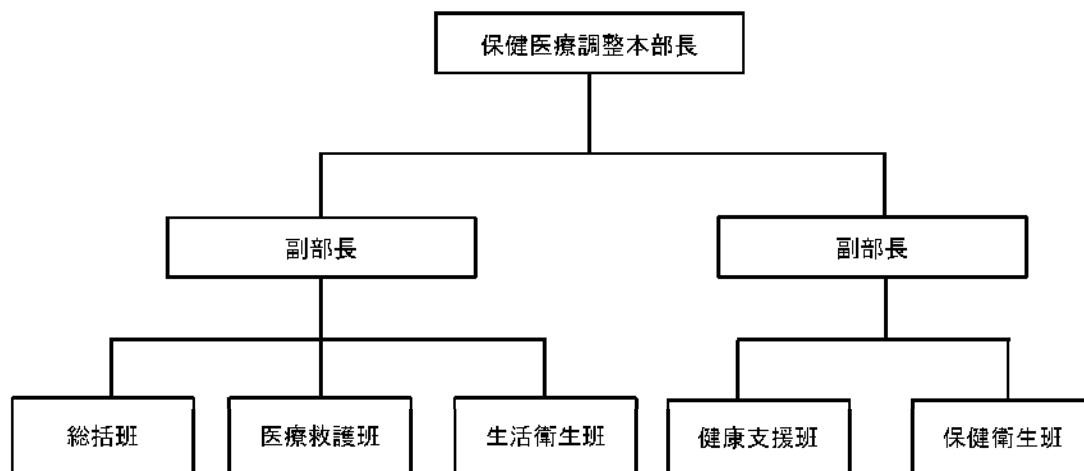
配備体制	配備基準
1次配備体制	台風の接近や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときなど、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長（本部長）が認めるとき
2次配備体制	その他相当な被害が発生し、又は発生する恐れがあり、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長（本部長）が認めるとき <b>【地震】</b> ・市内で震度6弱以上の地震を観測したとき

## 2 保健医療調整本部

### (1) 市災害対策本部での保健医療調整本部の位置付け



### (2) 保健医療調整本部の組織体制



### (3) 保健医療調整本部の設置場所

市が設置する保健医療調整本部の設置場所は以下とする。

名 称	設置場所
総括班、医療救護班、生活衛生班、健康支援班	浜松市保健所 (浜松市中央区鴨江 2-11-2)
	(上記施設で設置不可の場合) 夜間救急室 5階事務室
各保健衛生班	行政センター内等

※各保健衛生班の設置場所は 11、12 項参照

#### (4) 保健医療調整本部の役割

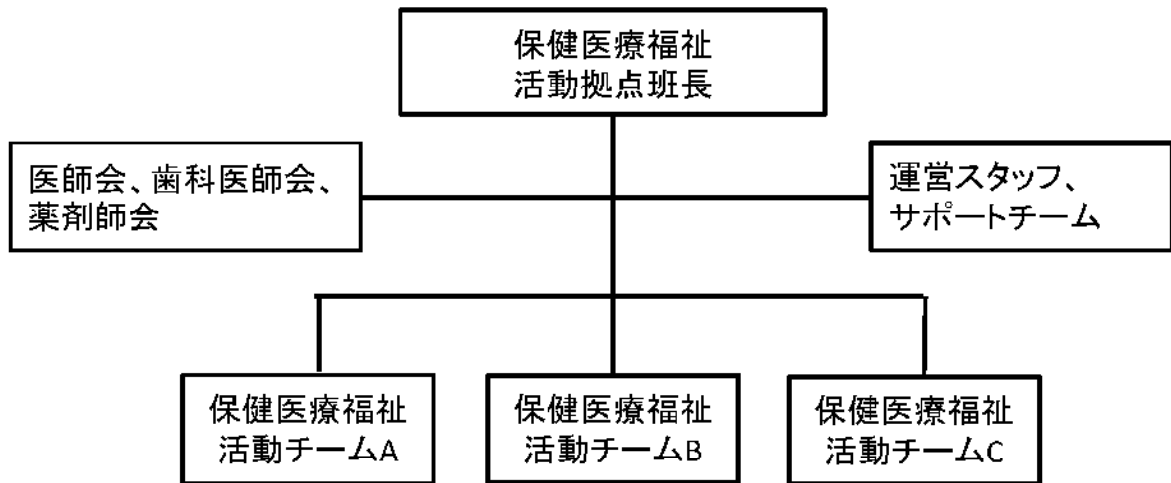
- ア 市内の医療救護活動の統括・調整
- イ 市内の医療救護活動に必要な情報収集・情報提供
- ウ 市内救護所等の保健医療ニーズの集約・把握
- エ 市内の医療救護活動方針の策定
- オ 保健医療福祉活動拠点の設置調整
- カ 市内の救護所の設置調整
- キ 市外からの保健医療活動チームの派遣要請
- ク 市外からの保健医療活動チームの配分調整
- ケ 傷病者を受け入れる病院の確保
- コ 広域搬送に関する調整（災害拠点病院を除く）
- サ 医薬品・医療資器材の確保
- シ 市災害対策本部との連絡調整（関係機関への支援要請等）
- ス 保健医療福祉活動拠点との連絡調整
- セ 県西部方面本部との連絡調整
- ソ その他医療救護に関すること

#### (5) 保健医療調整本部の閉鎖

市は、災害対策本部体制の解除、閉鎖等に合わせて、保健医療調整本部の閉鎖、事前配備体制への移行等を決定する。

### 3 保健医療福祉活動拠点

#### (1) 保健医療福祉活動拠点の組織体制



※必要に応じてチーム数を調整

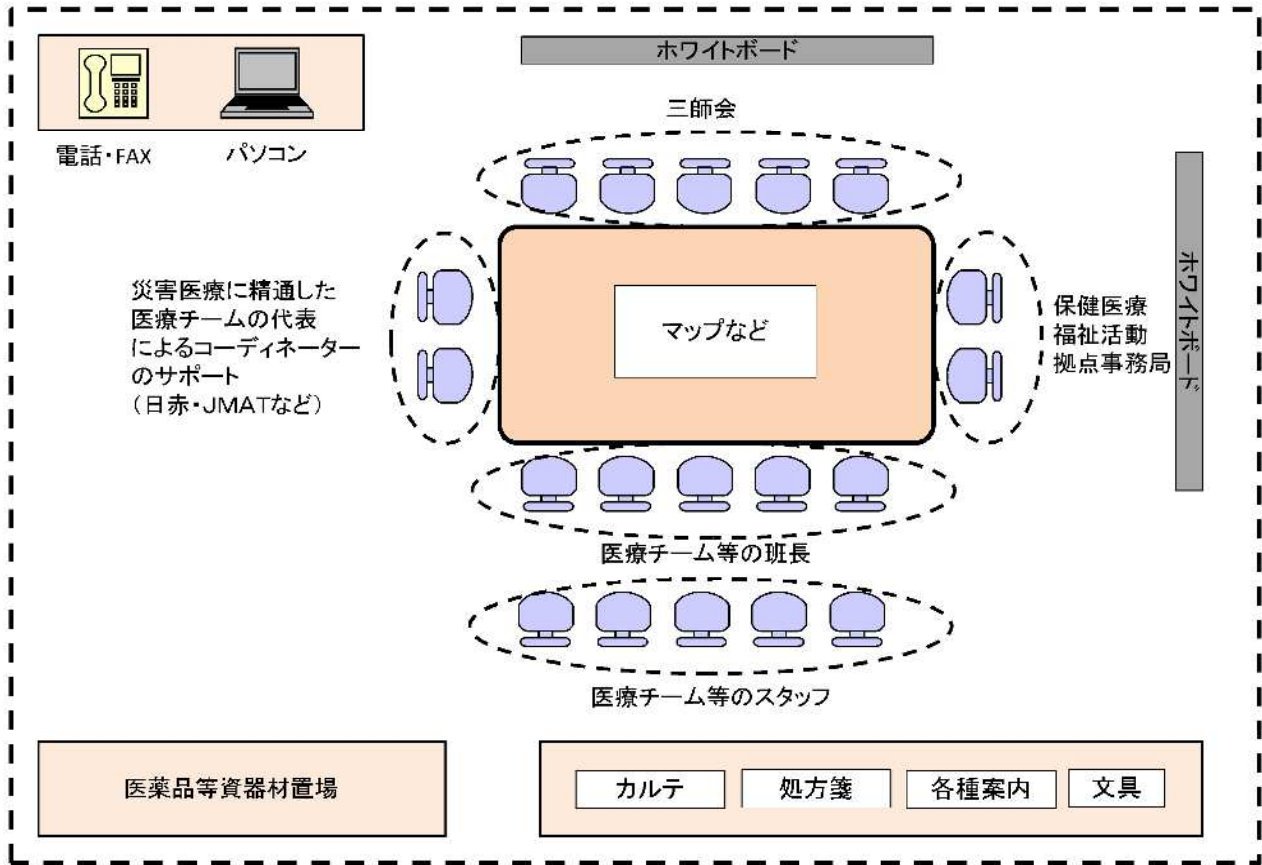
#### (2) 保健医療福祉活動拠点の設置場所

市が設置する保健医療福祉活動拠点の設置場所は以下とする。

名称	設置場所
保健医療福祉活動拠点 (概ね発災後3日目以降)	市内保健センター等

※各保健医療福祉活動拠点の設置場所は11、12項を参照

○保健医療福祉活動拠点のレイアウト（例）



(3) 保健医療福祉活動拠点の医療救護に関する役割

- ア 保健医療調整本部との連絡調整
- イ 保健医療福祉活動チームの活動調整
- ウ 毎朝・毎夕に定期的なミーティングの開催・情報交換
- エ 避難所、救護所等の保健医療ニーズの情報収集
- オ 医療資器材等の保管管理

(4) 保健医療福祉活動拠点の閉鎖

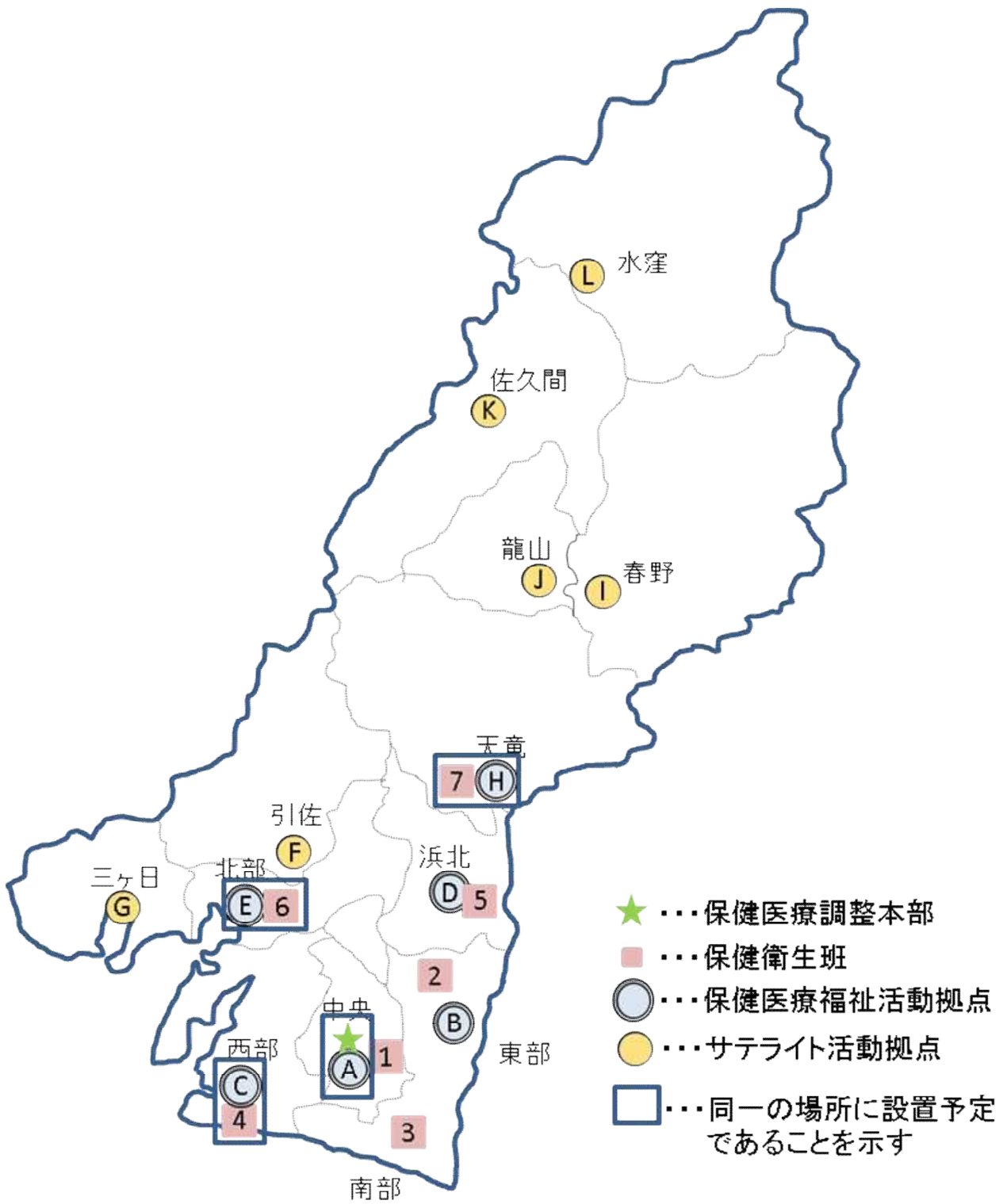
市は、救護所の設置数や保健医療福祉活動の状況から、保健医療福祉活動拠点の閉鎖時期を決定する。

## 各保健衛生班等の設置場所

保健衛生班名称（所在地）		保健医療福祉活動拠点（所在地）	
1	中央保健衛生班 （浜松市中央区元城町 103-2 （中央区役所内））	A	浜松市保健所 （浜松市中央区鴨江 2-11-2）
2	中央保健衛生班（東） （浜松市中央区流通元町 20-3 （東行政センター内））	B	東部保健福祉センター （浜松市中央区青屋町 300 いきいきプラザ天竜川 2 階）
3	中央保健衛生班（南） （浜松市中央区江之島町 600-1 （南行政センター内））		
4	中央保健衛生班（西） （浜松市中央区雄踏 1-31-1 （西行政センター内））	C	西行政センター （浜松市中央区雄踏 1-31-1）
5	浜名保健衛生班 （浜松市浜名区貴布祢 3000 （浜名区役所内））	D	浜北保健センター （浜松市浜名区平口 1604-1）
6	浜名保健衛生班（北） （浜松市浜名区細江町気賀 300 （細江健康センター内））	E	細江健康センター （浜松市浜名区細江町気賀 300）
		F※	引佐健康センター （浜松市浜名区引佐町井伊谷 616-5）
		G※	三ヶ日保健センター （浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日 500-1）
7	天竜保健衛生班 （天竜区二俣町二俣 580-1 （天竜区役所内））	H	天竜保健福祉センター （浜松市天竜区二俣町二俣 530-18）
		I※	春野福祉センター （浜松市天竜区春野町宮川 1330）
		J※	龍山保健センター （浜松市天竜区龍山町戸倉 711-2）
		K※	佐久間保健センター （浜松市天竜区佐久間町中部 18-11）
		L※	水窪保健福祉センター （浜松市天竜区水窪町奥領家 2980-1）

※がついている保健医療福祉活動拠点はサテライト活動拠点であり、災害の規模や被災状況等を勘案し、必要に応じて設置する。

保健医療調整本部等の位置関係



[地区別人口]

活動拠点	担当地区	人口(人)
保健医療福祉活動拠点(中)	計	267,105
(内訳)	中央地区	5,037
	西地区	14,202
	城北地区	20,554
	北地区	5,521
	アクト地区	10,197
	駅南地区	8,939
	県居地区	5,158
	佐鳴台地区	9,426
	富塚地区	15,364
	萩丘地区	70,841
	曳馬地区	35,641
	江東地区	16,520
	江西地区	14,007
	三方原地区	35,698
保健医療福祉活動拠点(東)	計	227,345
(内訳)	積志地区	40,479
	長上地区	25,834
	笠井地区	15,216
	中ノ町地区	5,830
	和田地区	20,062
	蒲地区	20,091
	白脇地区	21,861
	新津地区	13,824
	飯田地区	12,513
	芳川地区	23,525
	河輪地区	4,901
	五島地区	6,795
	可美地区	16,414

2026年(令和8年)4月1日現在の人口

活動拠点	担当地区	人口(人)
保健医療福祉活動拠点(西)	計	104,030
(内訳)	入野地区	23,448
	篠原地区	14,337
	庄内地区	9,007
	和地地区	10,395
	伊佐見地区	10,075
	神久呂地区	11,441
	舞阪地区	10,716
	雄踏地区	14,611
保健医療福祉活動拠点(浜北)	計	98,822
(内訳)	浜名地区	24,747
	北浜地区	39,281
	中瀬地区	12,182
	赤佐地区	11,851
	庵玉地区	10,761
保健医療福祉活動拠点(北)	計	29,782
(内訳)	都田地区	6,115
	新都田地区	4,105
	細江地区	19,562
引佐☉	引佐地区	11,541
三ヶ日☉	三ヶ日地区	12,727
保健医療福祉活動拠点(天竜)	天竜地区	16,623
春野☉	春野地区	3,249
龍山☉	龍山地区	415
佐久間☉	佐久間地区	2,324
水窪☉	水窪地区	1,494
合計		775,457

☉…サテライト活動拠点

## 第5節 災害医療コーディネーター等

### 1 コーディネーターの種類と役割

市は、大規模災害発生時において、速やかに市災害医療コーディネーター等と情報共有を開始するとともに、県、県災害医療コーディネーター及び各病院と調整を行い、必要に応じて、保健医療調整本部等に参集要請する。

種 別	役 割
静岡県災害医療コーディネーター (県委嘱)	地域災害医療対策会議で構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する
静岡県災害時小児周産期リエゾン (県委嘱)	妊婦や乳幼児にかかる医療機関との調整を行い、災害医療コーディネーターをサポートする
浜松市災害医療コーディネーター (市委嘱)	保健医療調整本部等が行う役割(8~10項)をサポートする
浜松市災害歯科コーディネーター (市委嘱)	保健医療調整本部等が行う役割(8~10項)をサポートする
静岡県災害薬事コーディネーター (県委嘱)	災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療材料(以下「医薬品等」という。)の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する県又は市町の業務を補完、実施する

### 2 市災害医療コーディネーターの機能(活動要領)

市災害医療コーディネーターは、大規模災害発生時において、市の要請を受けて保健医療調整本部等に参集し次の職務を行う。

#### (1) 医療救護活動方針の策定に関する助言・提案

医療救護活動に関する組織体制の構築、必要な情報収集、分析、市への情報提供及び市が定める医療救護活動方針の策定に関する医学的な助言・提案

#### (2) 保健医療活動チーム等の配分調整に関する助言・提案

市内の医療機関や救護所の人的・物的資源に不均衡が生じないように、保健医療活動チーム等の人的支援及び物的支援の配分調整に関する医学的な助言・提案

DMAT、DPATが行う活動との調整及びJMAT等応援医療チームの活動調整

#### (3) 患者等の搬送の調整に関する助言・提案

患者等の広域搬送調整や救護病院の後方支援調整に関する医学的な助言・提案

#### (4) 静岡県災害医療コーディネーター等との連携

静岡県災害医療コーディネーター、静岡県災害薬事コーディネーター、静岡県災害時小児周産期リエゾン、DMATリエゾン等との連携

#### (5) その他医療救護に関すること

その他医療救護に関する医学的な助言・提案

### 3 市災害歯科コーディネーターの機能（活動要領）

市災害歯科コーディネーターは、大規模災害発生時において、市の要請を受けて保健医療調整本部等に参集し次の職務を行う。

(1) 災害歯科医療活動に関する支援調整

災害歯科医療活動に必要な情報収集、市への情報提供及び支援調整

(2) 歯科医療チームの活動調整等

救護所、避難所等における歯科医療チームの活動調整

(3) 口腔ケアチームの活動調整等

避難所等における口腔ケアチームの活動調整

(4) 市災害医療コーディネーター等との調整

医療救護活動方針に関する市災害医療コーディネーター等との調整

(5) その他災害歯科に関すること

その他災害歯科に関する助言・提案

### 4 県災害薬事コーディネーターの機能

県災害薬事コーディネーターは、大規模災害発生時において、市の要請を受けて保健医療調整本部等に参集し、支援を効率的かつ効果的に受入れるための受援体制の整備や、薬剤師及び医薬品に関する需要の把握と配置調整等次の職務を行う。

(1) 医薬品等に関するニーズ把握等

医薬品等に関する現場のニーズの把握、要請・供給・管理支援、取りまとめ

(2) 薬剤師に関するニーズ把握等

薬剤師に関する現場のニーズの把握、配置調整、取りまとめ

(3) 応援薬剤師の運用調整等

救護所、避難所等における応援薬剤師の運用、活動調整（調剤、医薬品等供給、健康相談、公衆衛生活動等）

(4) 市災害医療コーディネーター等との調整

医療救護活動方針に関する市災害医療コーディネーター等との調整

(5) 地域薬剤師会担当との連絡調整

災害薬事コーディネーター地域薬剤師会担当との連絡調整

(6) その他災害薬事に関すること

その他災害薬事に関する助言・提案

## 第6節 医療救護施設

被災地内の医療機関は、災害時に発生する多くの傷病者に対応しなければいけないが、被災地の限られた医療資源では、全ての傷病者に迅速に対応できない可能性がある。

市は、市内の医療救護施設の役割分担を定め、災害時には、全ての病院が以下の役割に応じて医療救護活動を実施する。

### (1) 救護病院

救護病院は主に重症者や中等症者等の入院治療が必要な傷病者を受け入れる。

区 分		役 割
救護病院 (市指定)	災害拠点病院 (県指定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</li> <li>・他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置</li> <li>・重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配</li> <li>・DMAT等医療チームの受入れ</li> <li>・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し</li> </ul>
	二次救急病院 (災害拠点病院を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</li> <li>・中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置</li> <li>・重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点等への搬送手配</li> </ul>
	一般病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽症患者、中等症患者受入れ</li> </ul>
その他病院	災害拠点精神科病院 (県指定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における、医療保護入院、措置入院等の精神科医療の提供</li> <li>・被災精神科病院からの患者受入れ</li> <li>・医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ</li> </ul>
	透析医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析患者への対応</li> <li>・救護病院の後方支援</li> </ul>
	周産期医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療への対応</li> <li>・救護病院の後方支援</li> </ul>
	精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患患者への対応</li> </ul>
	療養病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性疾患患者への対応</li> <li>・救護病院の後方支援</li> </ul>

### (2) 診療所・歯科診療所・薬局

透析医療施設、周産期医療施設、有床診療所、中山間地診療所\*については、原則として診療等を継続する。なお、対応できない傷病者がいるときは、災害拠点病院等に傷病者を搬送する。

区 分		役 割
その他の医療 救護施設	透析医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・透析患者への対応</li> <li>・救護病院の後方支援</li> </ul>
	周産期医療施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期医療への対応</li> <li>・救護病院の後方支援</li> </ul>
	有床診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護病院の後方支援</li> </ul>
	中山間地診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽症者の応急処置</li> </ul>
診療所・歯科診療所・薬局		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画に定める医療班、歯科医師班、薬剤師班活動又は診療を継続する（上記以外の診療所、歯科診</li> </ul>

	療所及び薬局)
検診センター等協力施設	・中山間地避難所等への巡回診療

※浜松市中山間地域振興計画で定めた地域（天竜区及び浜名区引佐町北部）の診療所

### (3) 救護所（指定又は避難所）※市が設置

救護所においては傷病者の収容（全身管理を伴う入院治療を行うこと。）は基本的には行わず、傷病者への初期評価と可能な範囲での処置等を実施する。

役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）</li> <li>・軽症患者の受入れ及び処置</li> <li>・中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院等への搬送手配</li> </ul>

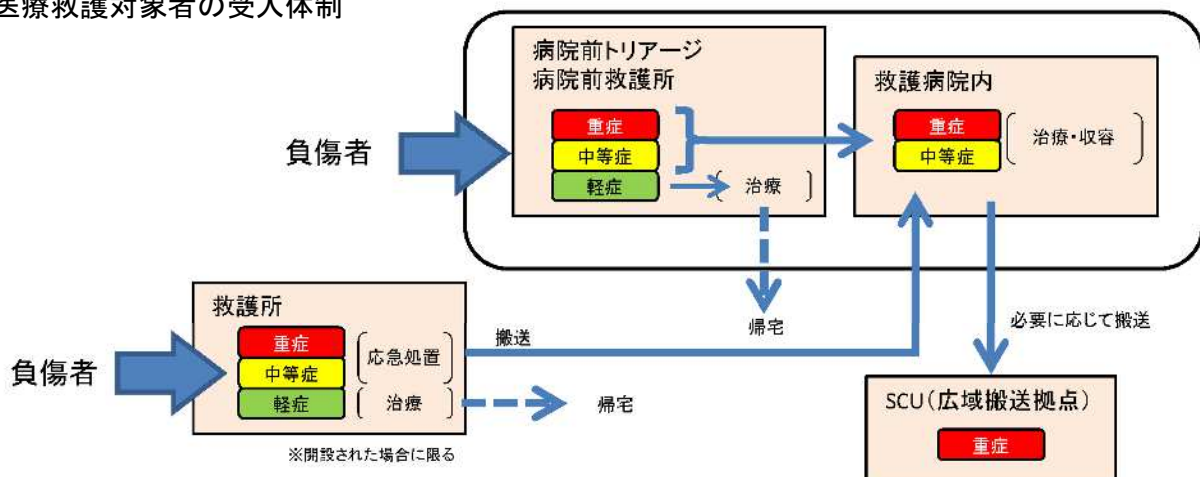
- ア 市は、避難所として指定した学校、公共施設又は医療機関等のうちから、地域性や想定される傷病者数及び避難者数、津波による浸水被害等を考慮し、救護所を指定する。
- イ 大規模災害が発生した場合、市は、被災状況に応じて救護所を設置し、被災地内の傷病者に対してトリアージ及び傷病者に対する応急処置等の医療救護活動を行う。
- ウ 市は、状況に応じて、500人以上避難者がいる避難所等に避難所（救護所）の設置を検討する。
- エ 急性期以降については、市は、状況に応じて、避難所に併設していない救護所は閉鎖し、避難所併設かつ500人以上の避難者がいる場合は避難所（救護所）の継続を検討する。
- オ 急性期以降の救護所については、応援医療チーム等を中心として医療救護活動を実施する。

### (4) 病院前救護所 ※病院又は市が設置

役割
主に超急性期において、軽症患者が多数来院すること等が懸念されることから、救護病院前等に設置し、応急処置等を行い、救護病院等の負荷を軽減する役割を担う

- ア 救護病院又は市は、多数の傷病者が集中した場合又は集中するおそれのある場合、病院前救護所を設置し、病院前トリアージ及び軽症者の応急処置を実施する。
- イ 救護病院は、病院前救護所の運営にあたり医療班等の応援が必要となる場合、市に対して応援要請を行う。
- ウ 市は、救護病院から、病院前救護所への医療班等の応援要請があった場合、医師会等に医療班等の派遣を要請する。

### ○医療救護対象者の受入体制



## 第7節 医療班等

市は、大規模災害が発生した場合、被災状況に応じて、医療関係団体及び市災害支援ナースに対して、救護所、保健医療福祉活動拠点又は救護病院等への医療関係者等の参集を要請する。必要に応じて参集場所にて医療班等の編成を行い、救護所等へ派遣、医療救護活動を行う。

なお、要請にあたっては、津波警報・大津波警報に基づき避難指示（緊急）が発令されている場合、浜松市津波避難計画に基づく避難対象地区にいる医療関係者は参集の対象としない。

### (1) 医療班等の派遣要請

#### ア 医療班等の編成

市は、大規模災害が発生した場合、安否確認システムを用いて医療関係者の安否・参集可否を確認し、医師会等の関係機関と協議のうえ、医療班等を編成する。

#### イ 医療班等の派遣・出動

市または医師会等の関係機関は、上記アにより医療班等の対象となった医療関係者に救護所等への出動を要請する。

#### ウ 医療班等の配分調整

市は、医療班等の編成状況、医薬品・医療資器材の確保状況、傷病者の発生動向や医療ニーズを把握して、救護所の機能に不均衡が生じないように、医療班等の医療チームを配分調整する。

#### エ 資器材等の携行

出動する関係者は、原則として、所属団体が定める服装又は身の安全を確保可能な服装等を着用し、懐中電灯や身分証明書等を持参する。

#### オ 移動手段の確保

医療班等は、原則として、移動手段を自ら確保するが、移動手段の確保が困難な場合は、市に要請する。

### (2) 医療班（医師会）

医療班は、救護所を中心に、トリアージ及び傷病者に対する応急処置等の医療救護活動を行う。

### (3) 歯科医師班（歯科医師会）

歯科医師班は、救護所を中心に、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置又は歯科医療の提供、トリアージ等の医療救護活動を行う。

### (4) 薬剤師班（薬剤師会）

薬剤師班は、救護所を中心に、救護所における調剤、服薬指導、業務調整、トリアージ及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理等の医療救護活動を行う。

### (5) 市災害支援ナース

市災害支援ナースは、救護所を中心に、トリアージ及び傷病者に対する応急処置等の医療救護活動を行う。

### (6) その他協定団体等

その他看護協会等の協力団体等は、必要に応じて救護活動等に協力する。

### (7) 医療救護活動にあたっての留意事項

#### ア 災害用カルテの作成

救護所で診療を行った場合は、災害用カルテを作成する。

救護所に多数の傷病者が集中する等、災害用カルテを作成する余裕がない場合は、トリアージタグに必要な事項（患者の住所、氏名、性別、年齢、病名及び主要症状、治療方法及び診療年月日）を記載する。

#### イ 次期医療班等への引継ぎ等

救護所や保健医療福祉活動拠点等で、次期医療班等に引継ぐ。

ウ 他の医療チームとの連携

医療班等は、救護所の責任者の下、他の医療チーム等との連携を図りながら、医療救護活動を行う。

(8) 医療班等行動マニュアル

医療班等の具体的な行動手順については、別途マニュアル等により定める。

○浜松市津波避難計画に基づく避難対象地区

「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する地域

中区	西区	南区	北区
県居	入野	白脇	細江
富塚	篠原	新津	三ヶ日
江西	庄内	芳川	
	和地	河輪	
	伊佐見	五島	
	神久呂	可美	
	舞阪		
	雄踏		

## 第8節 救護所

急性期までは、あらかじめ指定した救護所の中から、被災状況に応じて開設し、医療救護活動を行う。

### (1) 設置準備

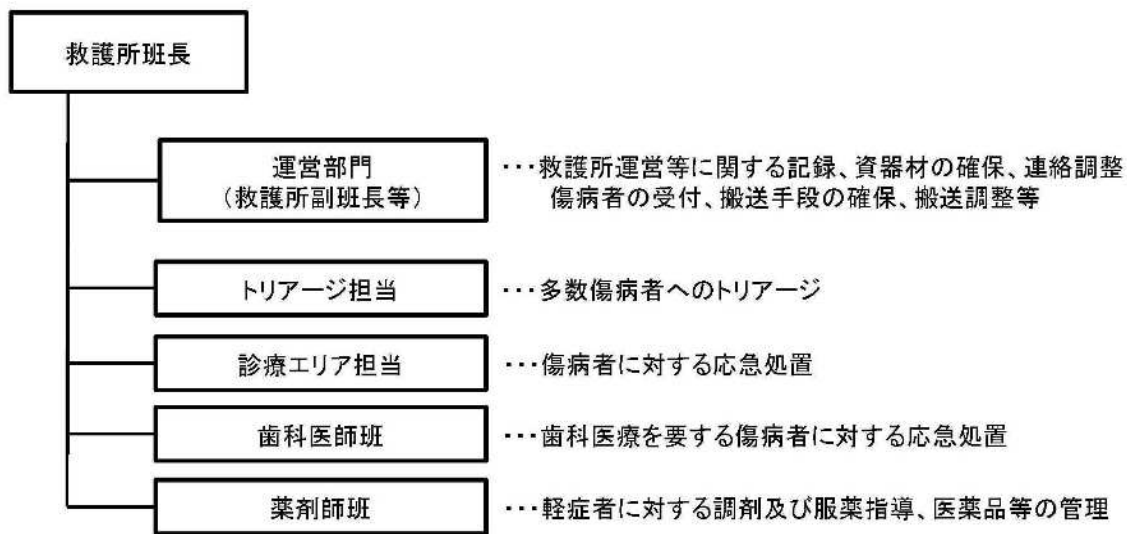
市内で大規模災害が発生した場合、市の地区防災班は救護所に参集し、救護所設置予定の建物の被災状況、ライフライン等を確認し、安否確認システム等を用いて保健医療調整本部へ報告する。

設置されるまでの間に負傷者がいた場合は、救護病院等に誘導する。

### (2) 標準的な体制

市は、安否確認システムを用いて医療班等の参集の可否等を確認し、人員を確保した上で参集要請を行う。

救護所の標準的な体制と役割は、下記のとおり。



### (3) 運営部門

救護所運営に係る経時的記録、医療救護活動記録、救護所運営記録等、医療資器材等の支援要請等、保健医療調整本部との連絡調整、傷病者の受付、医療従事者の受付、搬送手段・搬送要員の確保及び重傷者や中等症者の救護病院への搬送調整を行う。

### (4) 医療班

トリアージ、二次トリアージ、傷病者に対する応急処置等を行う。

### (5) 歯科医師班

歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、トリアージ等を行う。

### (6) 薬剤師班

災害用カルテや災害用処方箋に基づいた調剤・服薬指導及び医薬品の管理、トリアージ、運営部門の協力等を行う。

### (7) 市災害支援ナース

トリアージ、二次トリアージ、傷病者に対する応急処置等を行う。

## 第9節 災害時の情報把握

### (1) 通信手段

災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手段確保が必要不可欠である。

市、救護病院及び関係団体は、次に例示する通信手段を複数確保するよう努めることとする。

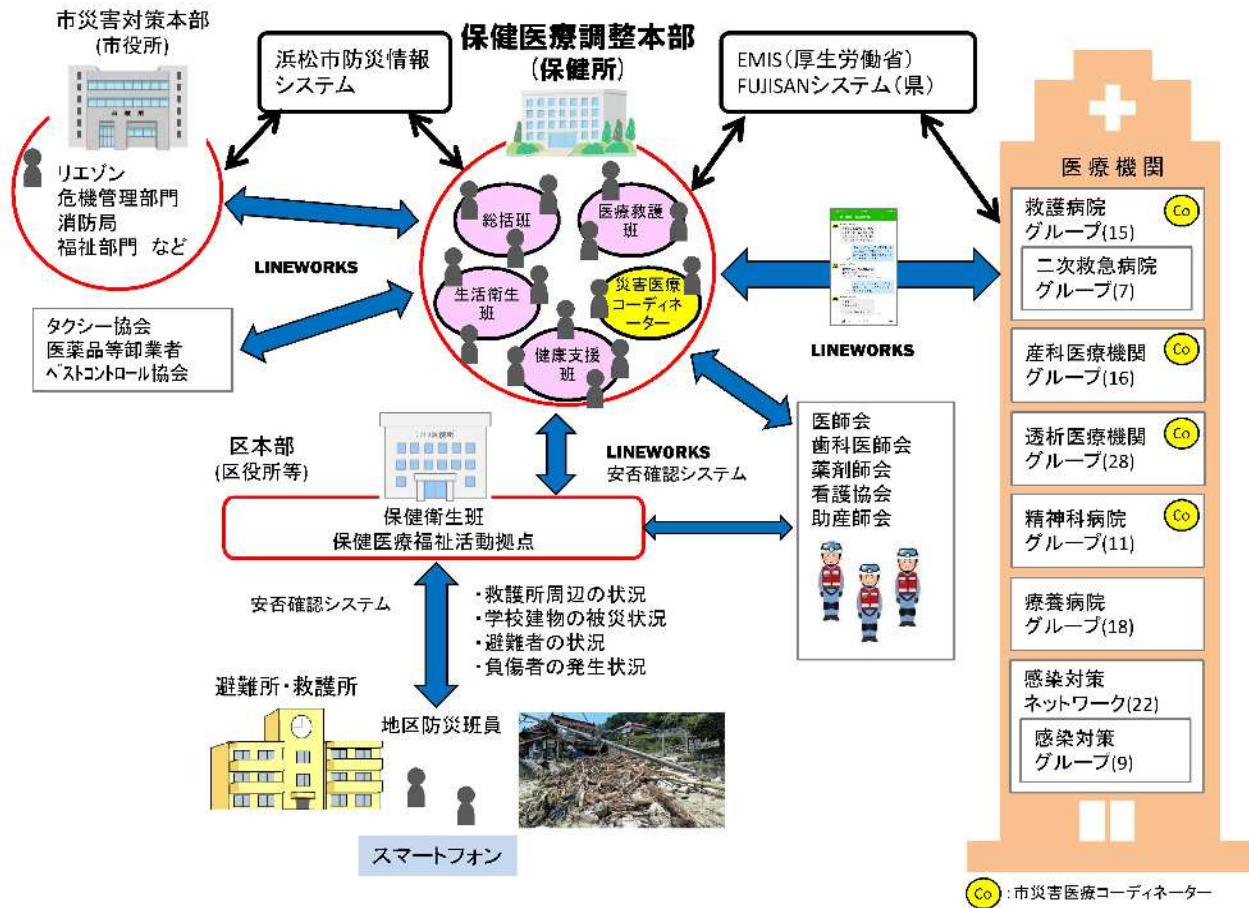
通信手段	特徴等
衛星回線インターネット	・地上系の通信が途絶した場合も情報伝達が可能
衛星携帯電話	・衛星回線インターネット利用可能（一部機種を除く） ・不感地帯なし（多くの機種でアンテナを南天方向に固定する必要あり） ・災害拠点病院は設置義務あり
防災行政無線	・県防災行政無線、市町防災行政無線に区分 ・固定通信系（同報系）、移動通信系、衛星通信系等により構成 ・山間地等における不感地帯あり
アマチュア無線	・防災行政無線等を補完する情報収集手段として有効 ・全ての使用者に無線免許が必要

### (2) 情報システム

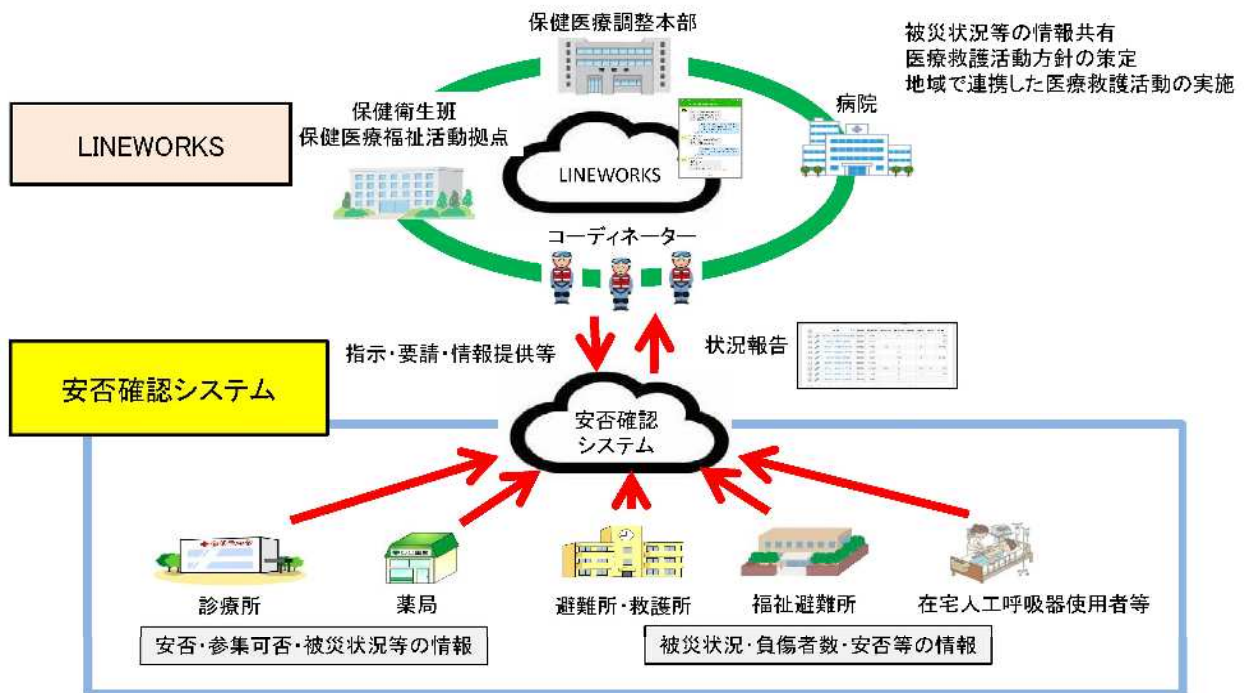
市及び医療救護施設は以下のシステム等を用い、情報発信・情報収集を行い、効率的な医療救護活動を行う。いずれもインターネット上のシステムであるため、市は衛星回線インターネットの確保に努めるとともに、入力内容や操作方法等の研修等を行うこととする。

名称	入力者	主な機能
広域災害救急医療情報システム (EMIS)	病院 県 市	・医療救護施設の災害医療情報集約及び全国での情報共有 ・DMAT 活動状況把握（DMAT 管理） ・広域医療搬送患者情報把握（MATTS）
ふじのくに防災情報共有システム (FUJISAN)	県 救護病院 透析医療機関 市	・医療チーム等支援要請（救護病院、市） ・透析医療機関被災状況等（透析医療機関）
浜松市防災情報システム	市	・救護所開設状況等入力（FUJISAN に反映）
浜松市災害医療ネットワークシステム (LINEWORKS、安否確認システム)	医療救護施設 医療関係団体 市	・市と医療救護施設、医療関係団体、医療関係者間での情報共有・伝達 ・支援要請（FUJISAN 登録施設以外）

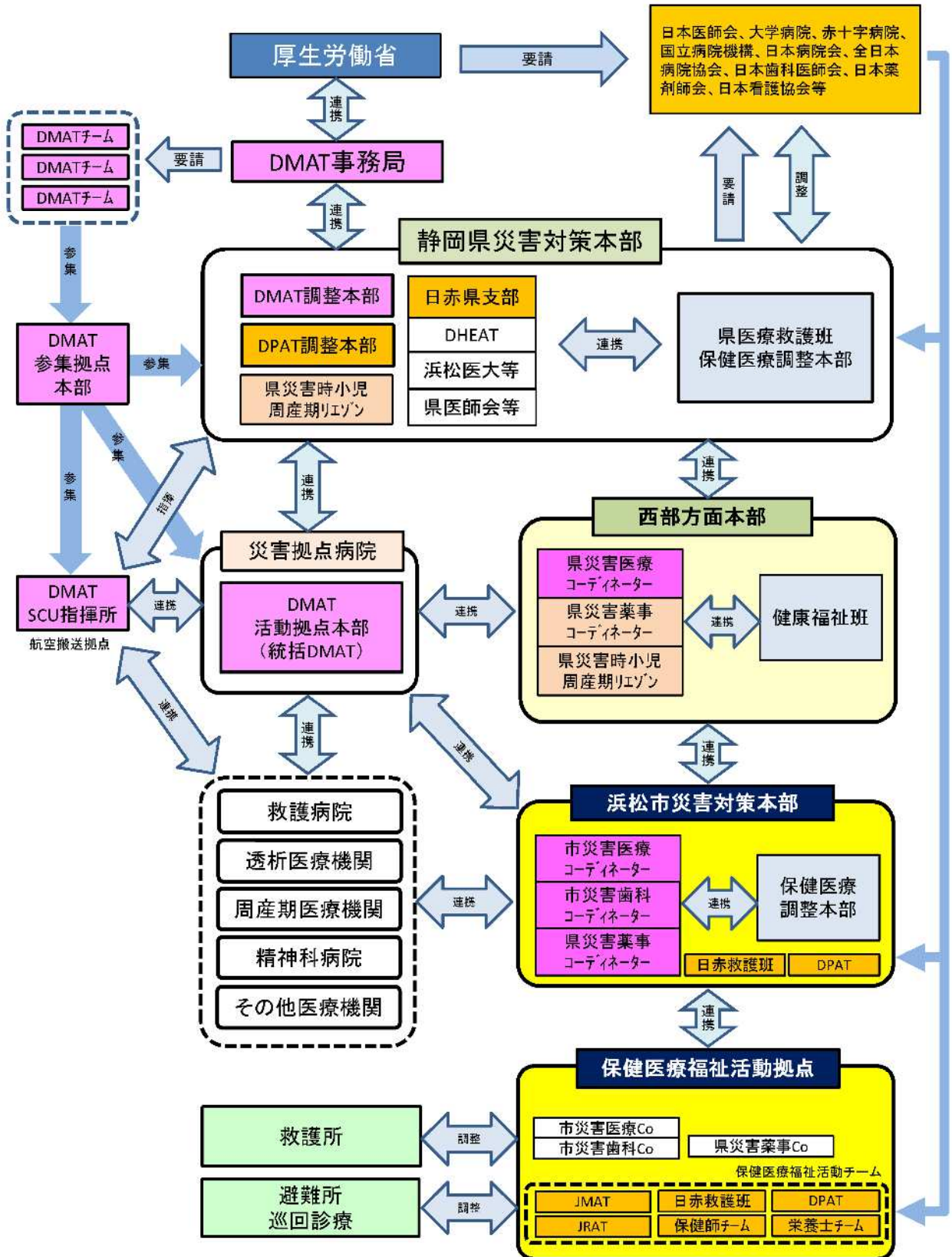
○災害時の情報システム体制



○浜松市災害医療ネットワークの概要



(3) 情報伝達体制



※保健医療福祉活動拠点の設置場所については、区によって異なる  
(保健衛生班と同一の場所又は保健センター等別の場所)

## 第10節 医薬品・医療資器材等

### 1 医薬品

#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

- ア 流通が回復するまで（おおむね72時間）は、医療救護施設の備蓄品で対応する。
- イ 備蓄品で対応できない場合、通常取引先から確保する。
- ウ 通常取引先から確保できない場合、災害拠点病院は県西部方面本部、その他の医療救護施設については、保健医療調整本部に要請する。

#### (2) 救護所

- ア 救護所で必要となる医薬品については、保健所又は保健医療福祉活動拠点等で備蓄保管し供給する。また、市の要請を受けて救護所に参集する薬剤師班は、薬局の在庫医薬品で市に提供できるものを持参する。
- イ 保健所又は保健医療福祉活動拠点等において確保できない場合、保健医療調整本部に要請する。

#### (3) 保健医療調整本部

- ア 医療救護施設、保健医療福祉活動拠点等から要請を受けたときは、医薬品卸販売業者各社支店に要請する。
- イ 医薬品卸販売業者各社支店で確保できない場合、県西部方面本部に要請する。

#### (4) 医薬品集積所

- ア 支援物資（医薬品・医療資器材）については、医薬品集積所（保健所又は産業展示館北館）を設置し、活動拠点等に供給する。なお、医薬品集積所から保健医療福祉活動拠点等への医薬品等の配送については、トラック協会やタクシー協会等に依頼する。
- イ 医薬品集積所を設置した場合、市は薬剤師会に薬剤師の派遣を要請し、医薬品等の仕分け作業等の協力を得る。

### 2 医療資器材

#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

- ア 流通が回復するまで（おおむね72時間）は、医療救護施設の備蓄品で対応する。
- イ 備蓄品で対応できない場合、通常取引先医療機器事業者から確保する。
- ウ 通常取引先医療機器事業者から確保できない場合、災害拠点病院は県西部方面本部、その他の医療救護施設については、保健医療調整本部に要請する。

#### (2) 救護所

- ア 救護所で必要となる医療資器材については、救護所、保健所又は保健医療福祉活動拠点等で備蓄保管し供給する。
- イ 保健所又は保健医療福祉活動拠点等において確保できない場合、保健医療調整本部に要請する。

#### (3) 保健医療調整本部

- ア 医療救護施設、保健医療福祉活動拠点から要請を受けたときは、保健所の備蓄品を供給する。
- イ 備蓄品で対応できない場合、医療機器販売業者窓口支店に要請する。
- ウ 医療機器販売業者窓口支店で確保できない場合、県西部方面本部に要請する。

### 3 医療用ガス

#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

- ア 医療用ガスが不足した場合、通常取引先医療ガス事業者から確保する。
- イ 通常取引先医療ガス事業者から確保できない場合、災害拠点病院は県西部方面本部、その他の医療救護施設については、保健医療調整本部に要請する。

#### (2) 保健医療調整本部

- ア 医療救護施設から要請を受けたときは、医療ガス販売業者窓口会社に要請し、代表会社及び県西部方面本部に情報提供する。
- イ 医療ガス販売業者窓口会社で確保できない場合、県医薬品確保チームに要請する。

### 4 輸血用血液

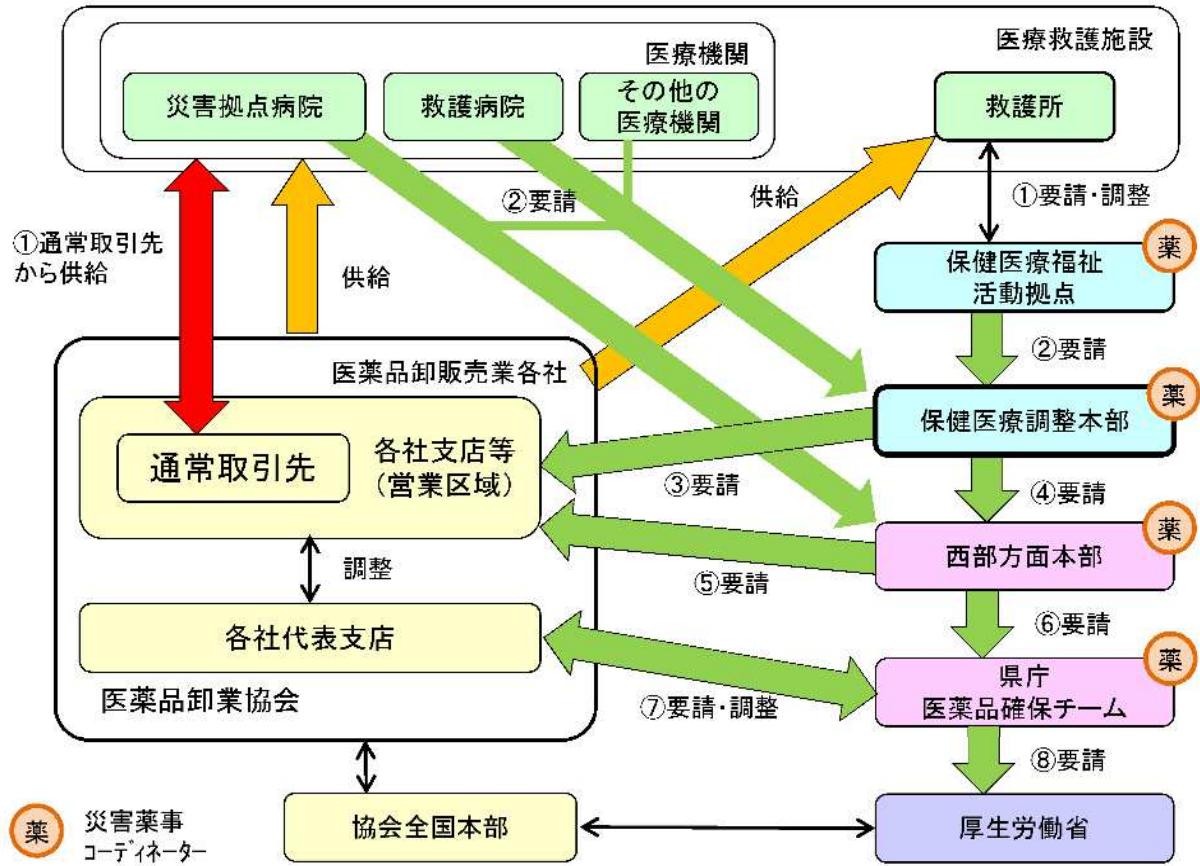
#### (1) 医療救護施設（救護所を除く）

- ア 輸血用血液が不足した場合、静岡県赤十字血液センター浜松事業所から確保する。
- イ 静岡県赤十字血液センター浜松事業所と連絡が取れない場合、災害拠点病院は県西部方面本部、その他の医療救護施設については、保健医療調整本部に要請する。

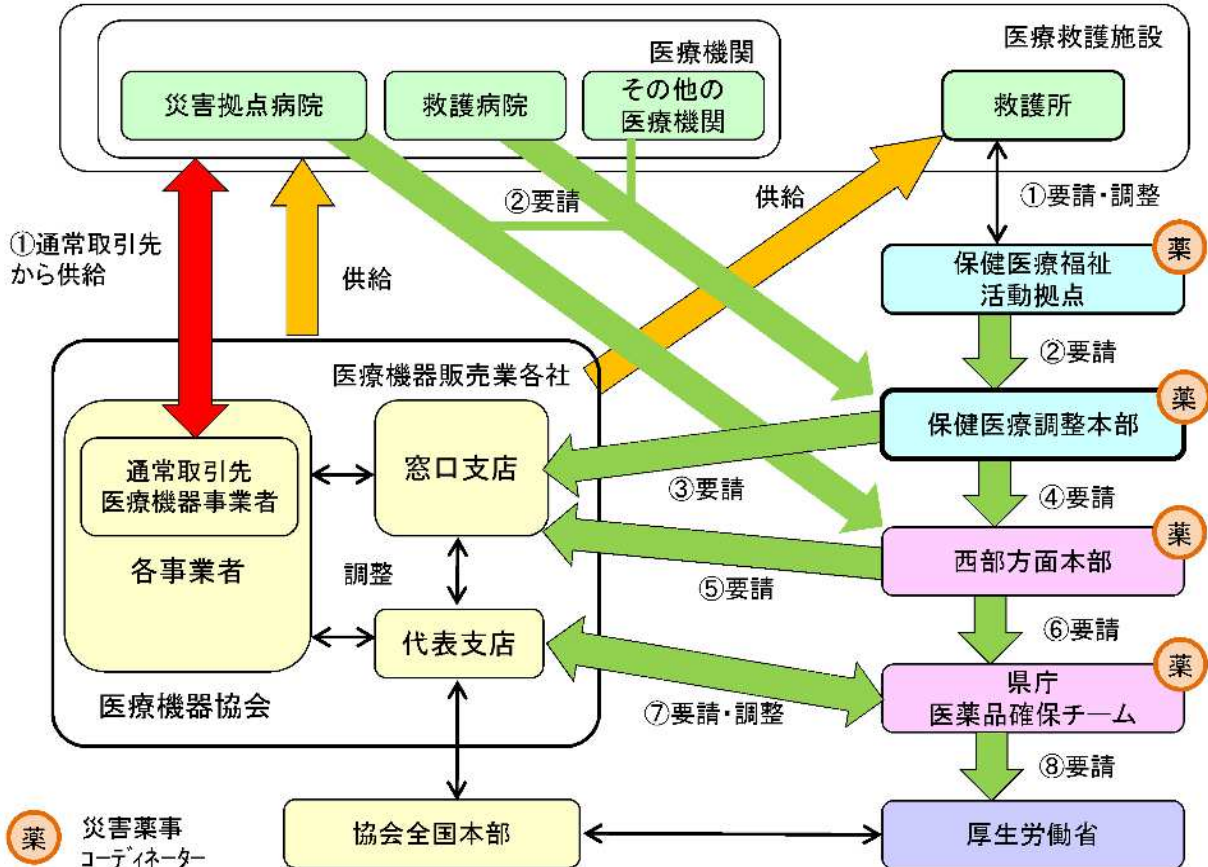
#### (2) 保健医療調整本部

- ア 医療救護施設（災害拠点病院を除く）から要請を受けたときは、県西部方面本部に要請伝達する。

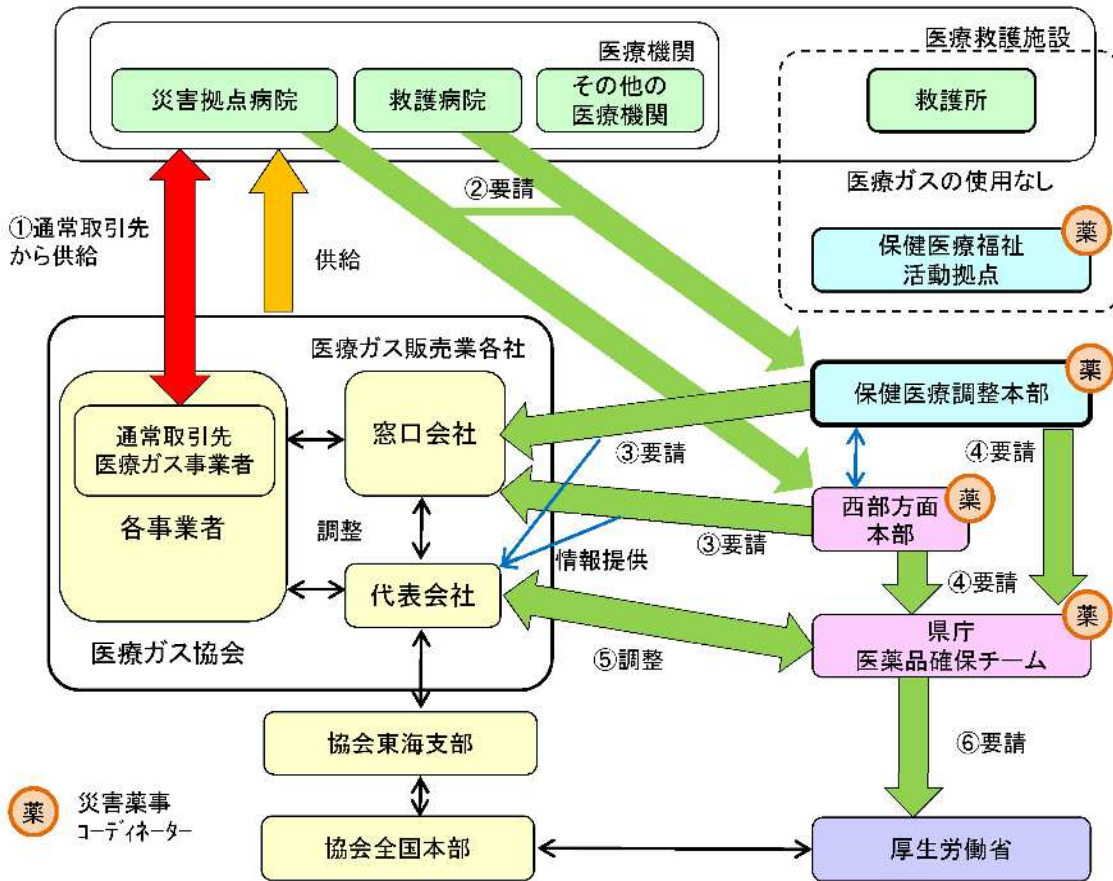
○医薬品等要請の流れ（医療資器材、医療ガス等を除く）



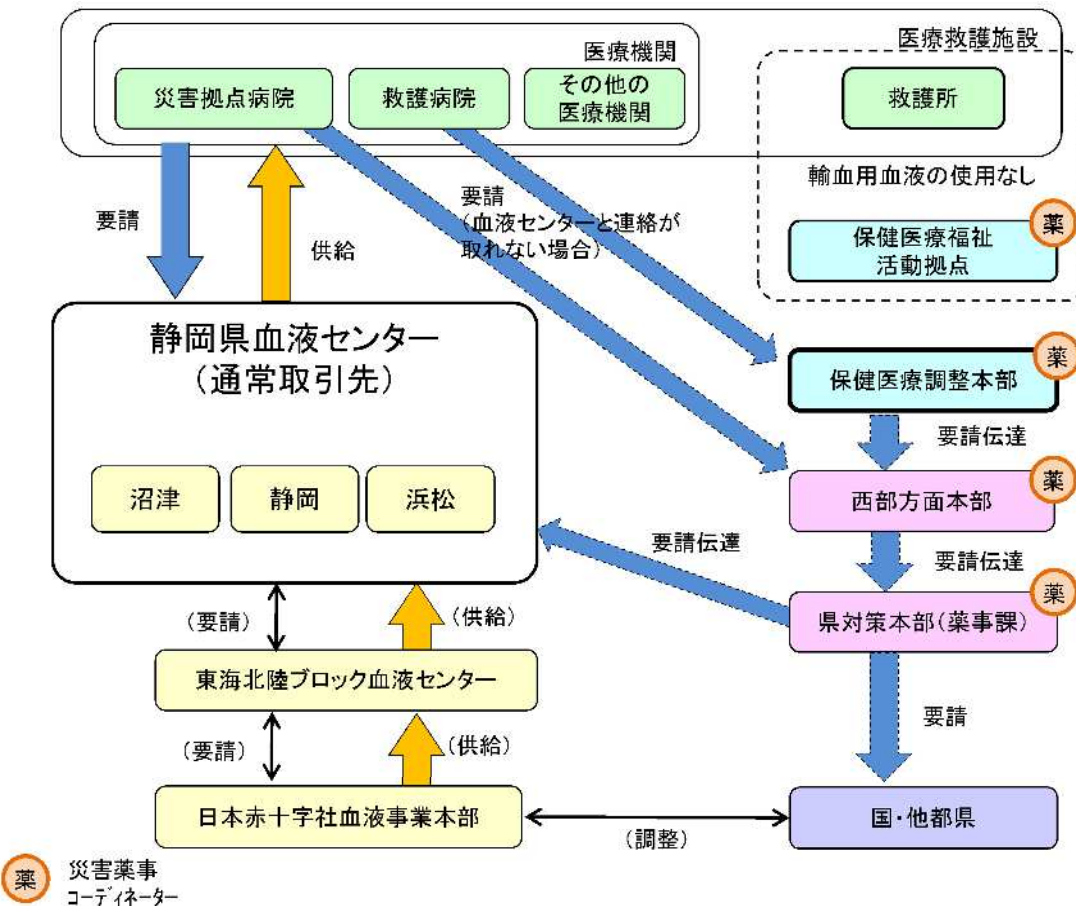
○医療資器材等要請の流れ



○医療ガス要請の流れ



○輸血用血液供給の流れ



# 第 11 節 搬送体制

傷病者の搬送は、被災場所の傷病者数、救護所又は救護病院への搬送手段等を考慮し、保健医療調整本部又は医師若しくは現場責任者の指揮により効率的に実施する。

## 1 搬送区分及び搬送方法

### (1) 被災場所から救護所への搬送

- ア 自主防災隊
- イ 避難場所にいる住民

### (2) 救護所から救護病院への搬送

- ア 自主防災隊又は避難場所にいる住民
- イ 救急車
- ウ 公用車等の転用車
- エ 民間企業等の協力車両

### (3) 広域医療搬送活動

- ア 保健医療調整本部は、災害拠点病院又は救護病院（災害拠点病院を除く。以下この節では「救護病院等」という。）に対し、広域医療搬送のための行動開始を指示するとともに、救護病院等又は防災ヘリポートから航空搬送拠点（以下「SCU」という。）までの患者搬送用車両を確保する。
- イ 救護病院等は、県が定める広域医療搬送のためのトリアージの基準に該当する者（以下「広域医療搬送対象患者」という。）を選定する。
- ウ 災害拠点病院は、広域医療搬送対象患者を選定した場合、県に広域医療搬送を要請する。
- エ 救護病院等は、広域医療搬送対象患者を選定した場合、保健医療調整本部に広域医療搬送を要請し、保健医療調整本部は、県西部方面本部に要請する。
- オ 保健医療調整本部は、県西部方面本部から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、その旨を、救護病院に連絡する。
- カ 災害拠点病院は、県から広域医療搬送活動実施の連絡を受け次第、EMIS に医療搬送患者登録を行う。

### (4) 航空搬送拠点までの患者搬送

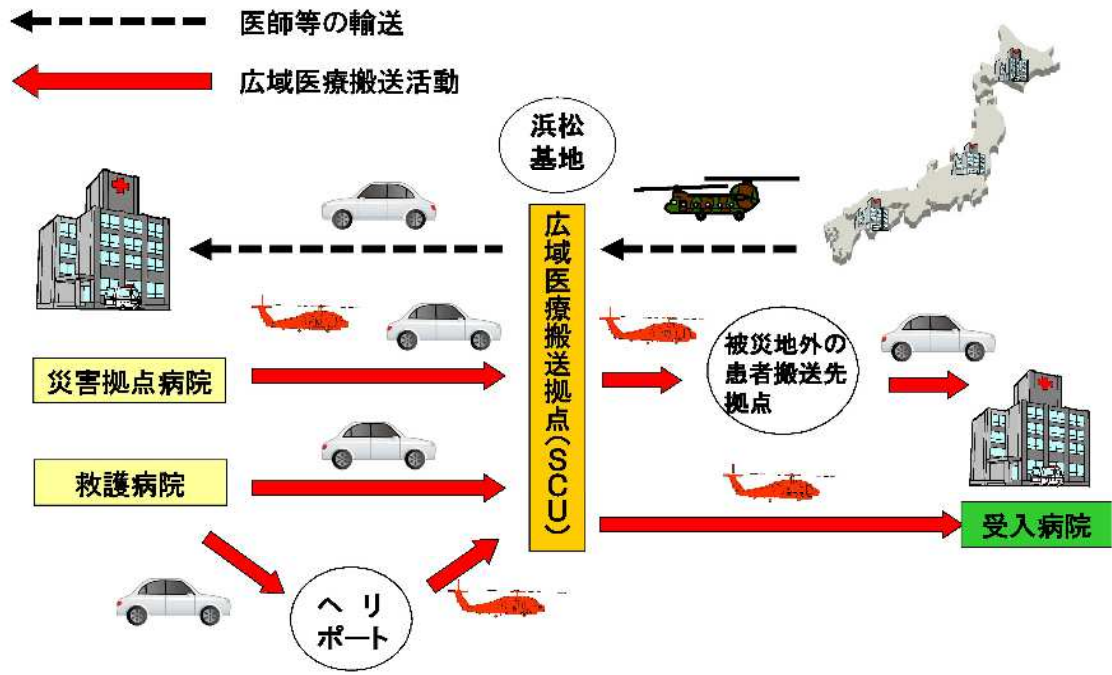
- ア 救護病院等又は保健医療調整本部は、救護病院等から拠点ヘリポート又は SCU まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。
  - (ア) 拠点ヘリポートと SCU の間の広域医療搬送対象患者の搬送は、県内搬送用ヘリコプターにより県が搬送する。
  - (イ) 救護病院の広域医療搬送対象患者情報については、SCU に配置されている DMAT に情報提供し、EMIS への入力を依頼する。

### ○県西部方面本部管内別航空搬送拠点、ヘリコプターの運航先指定者等

管内	航空搬送拠点 (SCU)	患者県内搬送用ヘリの運航先指定者	運航情報提供 (*1) の実施者
県西部方面本部	航空自衛隊浜松基地	県本部（健康福祉部）、 県西部方面本部健康福祉班	県西部方面本部健康福祉班 航空搬送拠点係

\*1 運航情報提供：運航先を指定された患者県内搬送用ヘリコプターに対して、運航先のヘリポートの情報を提供することをいう。

○医師等の輸送及び広域医療搬送活動の流れ



## 第12節 保健医療活動チーム

### (1) 保健医療活動チームの要請

- ア 保健医療調整本部は、保健医療活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社救護班、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、独立行政法人国立病院機構医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム）の支援が必要になった場合、県西部方面本部へ要請を行う。
- イ 要請にあたっては、市災害医療コーディネーター、県災害医療コーディネーター等との連携を図る。
- ウ 保健医療調整本部は、保健医療福祉活動拠点、県西部方面本部及び医師会等と連携し、保健医療活動チームの受け入れ調整等を行う。
- エ 保健医療活動チームの活動拠点は、原則として保健所又は保健医療福祉活動拠点とし、活動調整及び情報連携は調整会議により行う。
- オ 保健医療調整本部は、保健医療活動チームの宿泊場所の確保に努める。
- カ 保健医療調整本部は、保健医療活動チームが航空搬送拠点に到着した場合、航空搬送拠点から派遣要請先まで搬送する際の車両（タクシー等）を確保する。
- キ 保健医療調整本部及び保健医療福祉活動拠点は、保健医療活動チームに対して、活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等の報告を求め、情報の整理及び分析を行うとともに、県に情報提供を行う。

### (2) 保健医療活動チームの名称及び活動内容

チーム名	活動内容
DMAT (ディーマット)	災害医療派遣チームの略 全国の「災害拠点病院」に勤務し、専門研修を受けた医師・看護師・コメディカル・事務員等で構成 主に救護病院以上の規模の病院に急行し、急性期の医療支援を行う
DPAT (ディーパット)	災害派遣精神医療チームの略 被災地の精神保健医療機能の支援と、被災者の災害ストレス対応等を行う
日赤救護班	赤十字病院の医師、看護師等で構成 仮設救護所（dERU）の設置運営や避難所巡回診療、心のケア活動等を行う
AMAT (エーマット)	全日本病院医療支援班の略 全日本病院協会（民間病院等）に所属している病院に勤務する医療関係者で構成 DMAT や JMAT に準ずる活動を行う
JMAT (ジェイマット)	日本医師会災害医療チームの略 日本医師会により構成 DMAT の撤退と入れ替わるように現地入りし、医療体制の回復に向けた支援を行う
JDAT (ジェイダット)	日本災害歯科支援チームの略 日本歯科医師会により構成 緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動の支援を行う
JADM (ジェイエーディーエム)	日本災害医学会の略 医療従事者のほか、消防、研究者等で構成 災害時には現地において主に医療チームのマネジメント・コーディネート業務を行う

チーム名	活動内容
災害支援ナース	都道府県看護協会に所属するナースで構成 被災した医療機関や避難所における看護活動を支援する
全国知事会救護班	都道府県に所属する医師、看護師、薬剤師、事務職により構成 急性期を過ぎた後の医療支援を行う
国立病院機構医療班 (NHO)	国立病院に勤務する医療関係者で構成 DMAT 撤退後に診療所の支援、避難所の巡回診療等を行う
JCHO (ジェイコー)	地域医療機能推進機構の略 加盟医療機関の関係者で構成 被災地の要請に基づき避難所等での診察等を行う
国境なき医師団	民間・非営利の国際団体が運営 医療支援や物資配給、仮設診療所の設置運営等を行う
TMAT (ティーマット)	徳洲会医療救援隊の略 徳洲会グループの医療関係者で構成 グループ機関やその他病院支援のほか、仮設診療所の設置運営等を行う
HuMA (ヒューマ)	災害人道医療支援会の略 国内外の災害に対して、現地支援を行う
AMDA (アマダ)	アジア医師連絡協議会の略 国内外の災害に対して医療チームを派遣するほか、国内災害に支援 に来た外国人医師のコーディネート等を行う
DHEAT (ディーヒート)	災害時健康危機管理支援チームの略 全国の保健所職員（医師や保健師等）を中心として構成 被災地の保健所においてマネジメント機能を補佐する健康支援チーム
保健師チーム	全国の自治体に所属する保健師を中心として構成 避難所等を巡回し、被災者の健康管理やケア等の保健医療活動を行う
JRAT (ジェイラット)	大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会 医師や作業療法士、理学療法士等で構成 被災者の筋力や認知機能を維持するためのリハビリ、環境整備等を行う
JDA-DAT (ジェイディーエーダット)	日本栄養士会災害支援チームの略 指定栄養士会ごとに設立 緊急栄養補給物資の手配・分配等を行う
DMORT (ディモート)	災害死亡者家族支援チームの略 有志の医師や心理士、SW等で構成 災害直後から死亡者家族の精神的支援を行う
DCAT / DWAT (ディーキャット または ディーワット)	災害派遣福祉チームの略 福祉関係団体に所属する職員で構成 福祉に関する環境整備や移送支援、医療連携等を行う
ARROWS (アローズ)	空飛ぶ捜索医療団 医師や看護師、レスキュー隊員等で構成 医療支援、救命救助、物資支援、避難所運営支援、復興支援等を行う

## 第13節 連携・調整機関

### (1) 市の他部門

部門	連携・調整内容
災害対策本部	受援、支援物資等
警備（消火・救出）部	救急搬送
福祉支援部	精神科病院（DPAT）、福祉避難、要支援者、日赤・社協への連絡
遺族・遺体部	救護所の遺体対応
物資管理部	医療資器材等の救援物資
都市復興部	医療機関・応急救護所の応急危険度判定
廃棄物処理部	仮設トイレのし尿処理（感染症対策）
土木復旧部	道路啓開、緊急輸送ルート
上下水道復旧部	ライフライン（水）
区本部	救護所の開設、運営等

### (2) 県等

部門	連携・調整内容
県西部方面本部	保健医療調整全般、県災害医療コーディネーター 小児周産期リエゾン、DMAT
県災害対策本部	保健医療調整総括

### (3) 医療関係団体等

部門	連携・調整内容
医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会	医療支援
助産師会	避難所等における健康支援
鍼灸マッサージ師会	避難所等における健康支援
タクシー協会	医療従事者、医療資器材等の搬送
静岡県ペストコントロール協会	避難所等における消毒
訪問看護ステーション連絡協議会 地域包括支援センター 浜松市介護支援専門員連絡協議会	難病患者等在宅要支援者対応

### (4) 関係業者等

部門	連携・調整内容
医薬品等卸売業者	医薬品、医療資器材の供給
医療用ガス販売業者	医療用ガス、在宅酸素の供給
人工呼吸器装置販売業者	在宅人工呼吸器使用者対応
血液センター	輸血用血液の供給

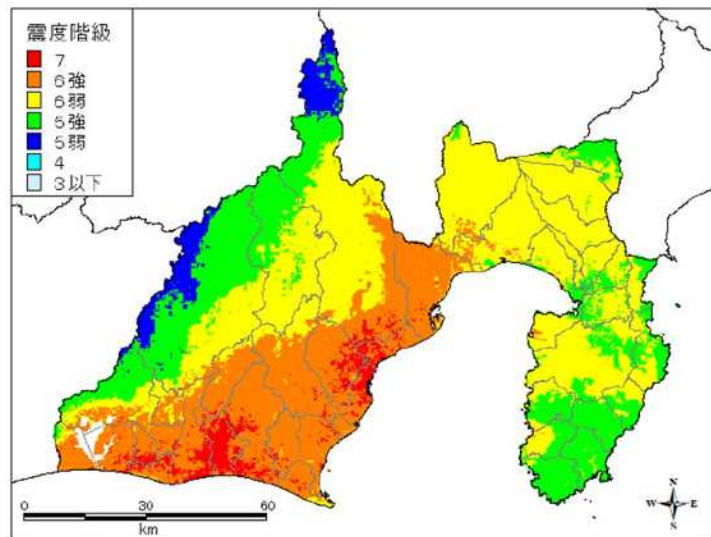
# 第2章 南海トラフ巨大地震等による浜松市の被害想定

## (1) 第4次地震被害想定

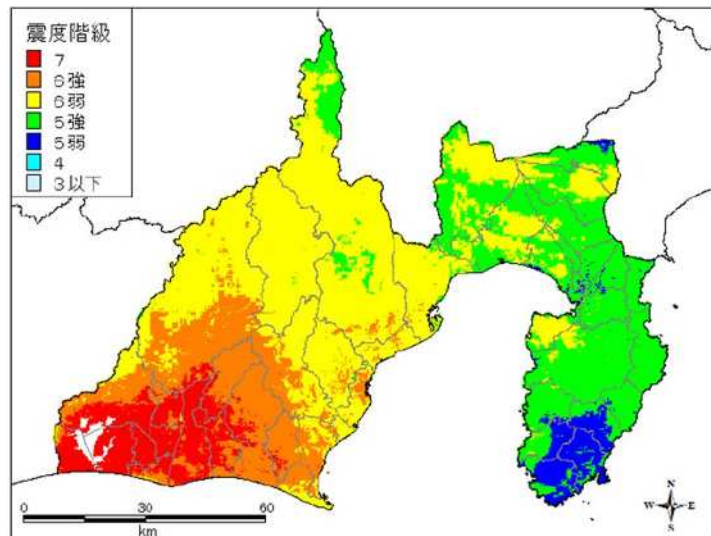
2013年（平成25年）6・11月に静岡県は第4次地震被害想定を策定した。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル (マグニチュード8.0~8.7)	南海トラフ巨大地震（内閣府2012） (マグニチュード9.0程度)

○レベル1の震度分布図



○レベル2の震度分布図



(2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波による人的被害の想定結果【対象/浜松市域】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 1,650	約 910	約 1,650	約 430	約 1,320	約 380
		重傷者	約 4,630	約 7,370	約 5,130	約 1,310	約 2,100	約 1,320
		軽傷者	約 11,500	約 11,800	約 10,600	約 3,070	約 3,470	約 2,850
	早期避難率低	死者数	約 1,650	約 910	約 1,650	約 430	約 1,320	約 380
		重傷者	約 4,630	約 7,370	約 5,130	約 1,310	約 2,100	約 1,320
		軽傷者	約 11,500	約 11,800	約 10,600	約 3,070	約 3,470	約 2,850

(3) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波による人的被害の想定結果【対象/浜松市域】

《地震動：基本ケース、津波ケース①》

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり※			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 10,750	約 3,820	約 5,150	約 2,270	約 1,320	約 1,650
		重傷者	約 4,930	約 7,470	約 5,130	約 1,310	約 2,100	約 1,320
		軽傷者	約 11,900	約 11,900	約 10,700	約 3,270	約 3,470	約 2,950
	早期避難率低	死者数	約 17,750	約 10,320	約 12,550	約 2,270	約 1,320	約 1,650
		重傷者	約 5,330	約 7,670	約 5,530	約 1,310	約 2,100	約 1,320
		軽傷者	約 12,500	約 12,400	約 11,400	約 3,270	約 3,470	約 2,950

《地震動：陸側ケース、津波ケース①》

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり※			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 16,380	約 7,040	約 11,170	約 3,620	約 2,060	約 2,610
		重傷者	約 11,700	約 19,000	約 12,500	約 3,390	約 5,600	約 3,590
		軽傷者	約 19,300	約 25,400	約 19,500	約 6,900	約 7,500	約 5,400
	早期避難率低	死者数	約 23,180	約 13,440	約 18,500	約 3,620	約 2,060	約 2,610
		重傷者	約 12,000	約 19,200	約 12,800	約 3,390	約 5,600	約 3,590
		軽傷者	約 20,000	約 26,000	約 20,100	約 6,900	約 7,500	約 5,400

(4) 想定される浜松市域の被害

区分	内容	レベル1	レベル2
避難者数	最大避難者数	1週間後の約30万人	1ヶ月後の約50万人
	最大避難所避難者数	1週間後の約15万人	1日後の約28万人
物資不足	給水(1~3日目)	約900トン	約1,700トン
	食料(1~3日目)	108万食	262万食
医療対応力不足数	入院対応	約7,160	約20,700
	外来対応	約6,400	約21,000
応急仮設住宅	需要	約3万世帯	約6万世帯
仮設トイレ	不足数	1千基	約3千基
上水道	断水率	直後：99% 1日後：98% 7日後：66% 95%復旧：4週間程度	直後：99% 1日後：99% 7日後：73% 95%復旧：6週間程度
下水道	機能支障率	直後：8% 1日後：63% 7日後：5% 95%復旧：1週間程度	直後：75% 1日後：77% 7日後：66% 95%復旧：5週間程度
電力	停電率	直後：89% 1日後：80% 4日後：6% 7日後：4%	直後：89% 1日後：81% 4日後：15% 7日後：12%
通信(固定電話)	不通回線率	直後：90% 1日後：83% 7日後：7%	直後：91% 1日後：85% 7日後：23%
通信(携帯電話)	停波基地局率	直後：7% 1日後：81% 4日後：11% 7日後：7%	直後：11% 1日後：82% 4日後：16% 7日後：12%
ガス	復旧対象戸数率	直後：100% 1日後：100% 7日後：85% 95%復旧：4週間程度	直後：100% 1日後：100% 7日後：89% 95%復旧：6週間程度

# 第3章 発災直後～超急性期～急性期

市は、災害医療コーディネーター等の医学的な助言に基づいて、市内の医療救護活動を統括・調整する。

## 1 保健医療調整本部の設置

市内で災害が発生し、又は発生する恐れが高まっている場合、第1章第4節の配備体制に従い、保健医療調整本部職員は、直ちに浜松市口腔保健医療センター講座室に参集し、保健医療調整本部を設置する。

必要に応じて、市災害医療コーディネーター、市災害歯科コーディネーター、県災害薬事コーディネーターの参集要請を行う。

### (1) 組織体制

- ア 保健医療調整本部職員（市職員）
- イ 保健医療福祉活動拠点職員（市職員）
- ウ 市災害医療コーディネーター（参集できない場合、浜松市災害医療ネットワークで連携を図る）
- エ 市災害歯科コーディネーター、県災害薬事コーディネーター

### (2) 通信手段等の確認

- ア 本部運営スタッフ（ロジスティック担当）は、電気、通信機器（電話、FAX、防災行政無線、衛星携帯電話）等の使用の可否を確認する。
- イ 本部運営スタッフ（情報伝達担当）は、各情報システムにログインし、情報発信・情報収集を開始する。
  - ・浜松市災害医療ネットワーク（LINEWORKS、安否確認システム）
  - ・広域災害救急医療情報システム（EMIS）
  - ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）
  - ・浜松市防災情報システム

## 2 情報伝達等

### (1) 保健医療調整本部における情報伝達等

ア 情報伝達内容

フェーズ	伝達内容	伝達先
0	保健医療調整本部の設置	災害対策本部、医療関係団体、県西部方面本部、救護病院等
	医療救護施設の被災状況、傷病者の受入可否の報告依頼	救護病院
	救護病院周辺の道路状況報告依頼	タクシー協会
	救護病院等のライフラインの復旧要請	災害対策本部
	医療救護活動方針（随時）	医療関係団体、救護病院等
	災害医療コーディネーター等の保健医療調整本部への参集要請	医療関係団体
	救護所（周辺、建物、傷病者）情報の収集依頼	地区防災班員（安否確認システム）
	傷病者受入可能医療救護施設情報	災害対策本部

1	医療班、歯科医師班、薬剤師班の救護所等への参集要請	医療班員等
	救護所開設状況等の報告依頼	地区防災班員（安否確認システム） 保健衛生班（浜松市防災情報システムへの入力）
	災害医療コーディネーター等の保健衛生班への参集要請	医療関係団体
	救護所の開設状況	災害対策本部、報道機関、ラジオ、ホームページ等
	避難所避難者の情報提供依頼	区本部
2	医療機関等診療状況調査	医療機関
	保健医療福祉活動拠点の設置要請	保健衛生班
	保健医療福祉活動拠点の設置	災害対策本部、医療関係団体
	診療可能な医療機関情報	災害対策本部、避難所、ホームページ等
	救護所の閉鎖状況	災害対策本部、マスコミ、ラジオ
	保健医療チームの活動報告	県西部方面本部
	巡回診療計画	災害対策本部、避難所、ホームページ等

イ 情報収集内容

フェーズ	収集内容	収集先
0	市内の被害状況	浜松市防災情報システム、災害対策本部派遣職員
	医療救護施設の被災状況、傷病者の受入可否	EMIS、FUJISAN、医療救護施設
	救護病院周辺の道路状況	タクシー協会
	救護所情報（周辺・建物・傷病者）	地区防災班員（安否確認システム）
	救護所開設状況	安否確認システム
	避難所避難者の保健医療ニーズ情報	安否確認システム
1	災害医療コーディネーター等の保健衛生班への参集状況	保健衛生班
2	診療可能な医療機関	医療機関（安否確認システム）
	保健医療福祉活動拠点の設置	保健医療福祉活動拠点
	災害医療コーディネーター等の活動拠点等への参集状況	保健医療福祉活動拠点
	救護所等の保健医療ニーズ情報	地区防災班員（安否確認システム） 保健医療福祉活動拠点
	救護所の閉鎖状況	保健医療福祉活動拠点、浜松市防災情報システム
	保健医療チームの活動報告	保健医療福祉活動拠点
	巡回診療計画	保健医療福祉活動拠点

## (2) 保健医療福祉活動拠点における情報伝達等

### ア 情報伝達内容

フェーズ	伝達内容	伝達先
2	災害医療コーディネーター等の保健医療福祉活動拠点への参集状況	保健医療調整本部
	災害医療コーディネーター等の保健医療福祉活動拠点等への参集状況	保健医療調整本部
	傷病者受入可能医療救護施設	地区防災班員
	救護所開設・運営状況等	浜松市防災情報システム
	救護所運営状況報告指示	地区防災班員
	診療可能な医療機関情報	地区防災班員
	救護所の閉鎖状況	浜松市防災情報システム
	保健医療チームの活動報告	保健医療調整本部
	巡回診療計画	保健医療調整本部

### イ 情報収集内容

フェーズ	収集内容	収集先
2	救護所（周辺、建物、傷病者）情報	地区防災班員
	救護所開設・運営状況等	地区防災班員
	救護所等の保健医療ニーズ	地区防災班員
	救護所の閉鎖状況	地区防災班員
	保健医療チームの活動報告	保健医療チーム

## (3) 医師会、歯科医師会、薬剤師会における情報伝達等

### ア 情報伝達内容

フェーズ	伝達内容	伝達先
0	医師会等災害対策本部の設置	保健医療調整本部 (LINEWORKS 等)
	災害医療コーディネーター等の保健医療調整本部等への参集可否	保健医療調整本部 (LINEWORKS、安否確認システム等)
2	診療可能な医療機関情報	保健医療調整本部 (安否確認システム)

## (4) 救護病院における情報伝達等

### ア 情報伝達内容

フェーズ	伝達内容	伝達先
0	被災状況	EMIS（緊急時入力、詳細入力）
	医療班等の支援要請（随時）	FUJISAN

## (5) その他医療救護施設における情報伝達等

### ア 情報伝達内容

フェーズ	伝達内容	伝達先
0	被災状況	EMIS、FUJISAN（緊急時入力、詳細入力） 保健医療調整本部（LINEWORKS 等）
	診療可否情報	保健医療調整本部（安否確認システム）

### 3 医療救護活動の統括・調整

#### (1) 医療救護活動の統括・調整

保健医療調整本部は、災害医療コーディネーターの医学的見地のもと、市内全域の医療救護活動にかかる統括・調整を行う。

#### (2) 医療救護活動に必要な情報収集

保健医療調整本部は、市内全域の人的・物的被害、病院被害、救護所の設置状況、医療機関の診療状況、医療チームの活動状況、その他医療救護活動の統括・調整に必要な情報を収集する。

#### (3) 保健医療ニーズの把握

保健医療調整本部は、市内全域の医療救護活動に必要な情報を収集し、保健医療ニーズを取りまとめる。

#### (4) 医療救護活動方針の策定

保健医療調整本部は、収集した情報を踏まえて、災害医療コーディネーター等の医学的見地のもと、市内の医療救護活動方針として、医療ニーズに対する活動方針を定める。

医療救護活動方針は、フェーズや被害状況に応じて、適宜修正する。

フェーズ		想定期間	想定される活動方針
0	発災直後	発災～6時間	①医療救護活動を統括するための本部組織の設置 ②市内の人的・物的被害や病院状況等の情報収集・共有 ③重点的に医療救護活動を行うべき地域の選定
1	超急性期	6時間 ～48時間	①医療班等の編成・派遣の要請 ②救護所の設置場所の選定・設置調整 ③保健医療チームの受入体制の確立 ④保健医療チームの配分調整 ⑤病院収容力の臨時拡大の要請 ⑥その他、フェーズ0の活動方針の継続・修正
2	急性期	48時間 ～1週間程度	①避難所等の保健医療ニーズの把握 ②保健医療福祉活動拠点の設置 ③救護所の継続、閉鎖、設置 ④保健医療チームの計画的な配分調整 ⑤支援物資の活用 ⑥亜急性期以降の医療救護活動の検討 ⑦その他、フェーズ1までの活動方針の継続・修正

#### (5) 傷病者を受け入れる病院の確保

保健医療調整本部は、傷病者の状況を踏まえ、病院収容力の臨時拡大の要請や、救護病院への後方支援体制調整等を行い、傷病者を受け入れる病院を確保する。

#### (6) 広域医療搬送に関する調整

保健医療調整本部は、救護病院等では対応できない（キャパシティーオーバーを含む。）重症者等の広域医療搬送について、県西部方面本部と調整する。

#### (7) 医薬品・医療資器材の確保

保健医療調整本部は、県災害薬事コーディネーターと連携し、備蓄医薬品の活用や卸売販売業者から医薬品等の調達を行う。

保健医療福祉活動拠点は、県災害薬事コーディネーターと連携し、保健医療福祉活動拠点における医薬品・医療資器材等の管理、救護所で不足する医薬品・医療資器材の調達を行う。

## **(8) 救護所の設置調整**

保健医療調整本部は、市内全域の被害状況、医療救護施設の被災状況、傷病者の受入状況、医療班等の活動可能数等を踏まえ、救護所の設置場所の選定・開設調整を行うとともに、医療関係団体へ医療班等の派遣を要請する。

## **(9) 医療チームの派遣要請**

保健医療調整本部は、救護病院（災害拠点病院を除く）や救護所等で活動する医療班等が不足している（又は不足が見込まれる）とき、医療関係団体又は県西部方面本部に対して医療チームの派遣を要請する。

## **(10) 保健医療福祉活動拠点の設置**

保健医療調整本部は、必要に応じて保健医療福祉活動拠点の設置を要請する。

保健医療福祉活動拠点では、医療チームと情報交換を行い、避難所等で行われる保健医療活動に不均衡が生じないように保健医療ニーズや活動方針を確認する。

## **(11) 医療チームの配分調整等**

保健医療調整本部は、避難所等における保健医療ニーズを踏まえて、各保健医療福祉活動拠点等で活動する医療チームの配分調整を行う。

保健医療福祉活動拠点は、担当エリア内における医療チームの配分調整（担当決め）を行う。

## **(12) 透析医療に関すること**

保健医療調整本部は、透析医療機関の被災状況等の情報収集・提供を行うとともに、県・市災害医療コーディネーター及び浜松地区災害時透析協議会と連携し、患者搬送、受入調整、ライフラインの早期復旧等行う。

なお、具体的な対応については、浜松市災害時透析マニュアルに基づき実施する。

## **(13) 周産期医療に関すること**

保健医療調整本部は、周産期医療機関の被災状況等の情報収集・提供を行うとともに、静岡県災害時小児周産期リエゾン・市災害医療コーディネーターと連携し、患者搬送、受入調整、ライフラインの早期復旧等行う。

## **(14) 在宅人工呼吸器使用者等支援に関すること**

在宅人工呼吸器使用者等の安否状況やライフラインの状況を確認するとともに、必要な支援を行う。

## **(15) その他医療救護に関すること**

その他医療救護に関して必要なことを行う。

# 第4章 亜急性期～中長期

市は、保健医療福祉活動拠点を中心に、避難所や在宅療養者の医療支援に関する調整等を行う。

## 1 医療救護活動の統括調整

### (1) 医療救護活動方針の策定

保健医療調整本部は、避難所や在宅療養者等の保健医療ニーズに関する情報を踏まえ、救護所や巡回診療により医療提供を行うとともに、通常地域医療体制へ段階的に移行する。

医療救護活動方針は、フェーズや被害状況に応じて、適宜修正する。

フェーズ	想定期間	想定される活動方針
3 亜急性期 ～中長期	1週間～1か月	①避難所、在宅療養者等の保健医療ニーズの把握 ②避難所併設救護所の設置、継続、集約、閉鎖 ③保健医療チームの計画的な配分調整、巡回診療計画 ④支援物資の活用 ⑤感染症等公衆衛生対策 ⑥活動終了時期の検討（地域医療体制への完全移行） ⑦その他、フェーズ2までの活動方針の継続・修正

### (2) 保健医療福祉活動拠点

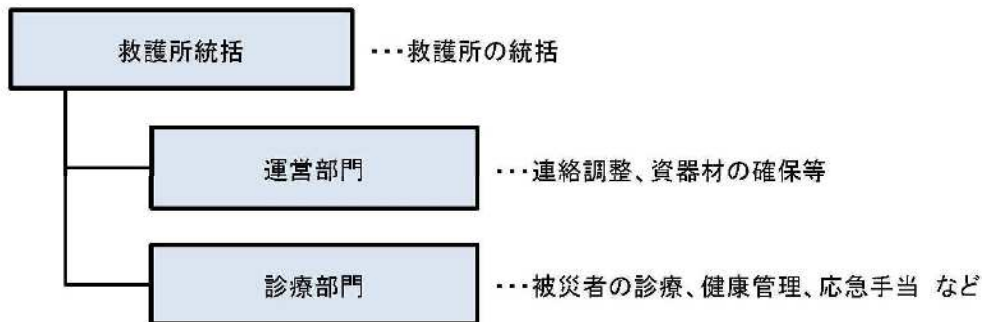
- ア 保健衛生班との連絡調整
- イ 保健医療チームの避難所・救護所への活動調整、巡回診療計画
- ウ 毎朝・毎夕等に定期的な定時ミーティングの開催・情報交換
- エ 避難所情報、保健医療ニーズの把握
- オ 医療資器材等の保管管理
- カ 地域医療体制への移行調整

## 2 救護所

亜急性期以降は、状況に応じて、救護所を設置し、被災者の健康管理等を行う。（第6節（3）救護所参照）

### (1) 標準的な体制

救護所の統括、運営部門及び診療部門については、原則として応援医療チームが中心となり、各種保健医療チームと連携しながら対応するものとする。



### (2) 活動調整等

救護所の運営部門担当者等は、保健医療福祉活動拠点での毎朝・毎夕等の定期的ミーティングに参加し、活動調整・情報交換を行うものとする。

## 第5章 資料編

### 救護病院一覧

No.	病 院 名	住 所	電話番号	備 考
1	浜松医科大学医学部附属病院	中央区半田山一丁目 20-1	435-2111	拠点
2	浜松医療センター	中央区富塚町 328	453-7111	拠点
3	聖隷浜松病院	中央区住吉二丁目 12-12	474-2222	拠点
4	聖隷三方原病院	中央区三方原町 3453	436-1251	拠点
5	浜松赤十字病院 ※	浜名区小林 1088-1	401-1111	拠点
6	遠州病院	中央区中央一丁目 1-1	453-1111	二次救急
7	浜松労災病院	中央区将監町 25	462-1211	二次救急
8	浜松市リハビリテーション病院	中央区和合北一丁目 6-1	471-8331	
9	浜松北病院	中央区大瀬町 1568	435-1111	
10	松田病院	中央区入野町 753	448-5121	
11	浜松南病院	中央区白羽町 26	443-2111	
12	すずかけセントラル病院	中央区田尻町 120-1	443-0111	
13	十全記念病院	浜名区小松 1700	586-1115	
14	天竜病院	浜名区於呂 4201-2	583-3111	
15	佐久間病院	天竜区佐久間町中部 18-5	965-0054	

(注) 拠点…県医療救護計画における災害拠点病院

二次救急…二次救急輪番病院

※ 被災状況に応じて病院前救護所を設置する

## 救護病院最寄りの防災ヘリポート一覧

No.	救護病院	最寄りのヘリポート					
		名称	所在地	管理者	連絡先	常設臨時区分	施設との距離(km) ※
1	浜松医科大学医学部附属病院	浜松医科大学グラウンド	中央区半田山一丁目20-1	学長	435-2113	臨時	0.1
2	浜松医療センター	浜松医療センター屋上ヘリポート	中央区富塚町328	浜松医療センター	451-2702	常時	0.0
3	聖隷浜松病院	聖隷浜松病院屋上ヘリポート	中央区住吉二丁目12-12	聖隷浜松病院	474-2222	常時	0.0
4	聖隷三方原病院	聖隷三方原病院屋上ヘリポート	中央区三方原町3453	聖隷三方原病院	436-1251	常時	0.0
5	浜松赤十字病院	浜松赤十字病院ヘリポート	浜名区小林1088-1	浜松赤十字病院	401-1111	常時	0.0
6	遠州病院	和地山公園グラウンド	中央区和地山三丁目10	市長	473-1829	臨時	2.5
7	浜松労災病院	天竜川緑地(南)	中央区鶴見町(河川敷)	市長	473-1829	臨時	3.5
8	浜松市リハビリテーション病院	和地山公園グラウンド	中央区和地山三丁目10	市長	473-1829	臨時	1.0
9	浜松北病院	浜松医科大学グラウンド	中央区半田山一丁目20-1	学長	435-2113	臨時	3.0
10	松田病院	浜松医療センター屋上ヘリポート	中央区富塚町328	浜松医療センター	451-2701	常時	2.0
11	浜松南病院	県営遠州灘海浜公園多目的広場	中央区江之島町1706	県総合管理公社	442-6775	臨時	2.2
12	すずかけセントラル病院	県営遠州灘海浜公園多目的広場	中央区江之島町1706	県総合管理公社	442-6775	臨時	2.3
13	十全記念病院	浜北西高等学校運動場	浜名区新原4175-1	校長	587-1135	臨時	1.5
14	天竜病院	清竜中学校グラウンド	天竜区二俣町鹿島525	校長	926-3741	臨時	1.0
15	佐久間病院	佐久間救急ヘリポート	天竜区佐久間町中部12-11	市長	965-0119	常設	0.5

※ 直線距離による。

## 透析医療機関一覧

種別	No.	医療機関名	住所	電話
第1種	1	浜松医療センター	中央区富塚町 328	453-7111
	2	聖隷浜松病院	中央区住吉二丁目 12-12	474-2222
	3	浜松医科大学医学部附属病院	中央区半田山一丁目 20-1	435-2113
	4	聖隷三方原病院	中央区三方原町 3453	436-1251
	5	浜松赤十字病院	浜名区小林 1088-1	401-1111
第2種	6	丸山病院	中央区助信町 39-10	473-6721
	7	遠州病院	中央区中央一丁目 1-1	453-1111
	8	佐鳴台あさひクリニック	中央区佐鳴台 5-20-10	415-3500
	9	さなるサクリニック	中央区東伊場二丁目 14-39	457-3221
	10	浜松労災病院	中央区将監町 25	462-1211
	11	佐野内科クリニック	中央区天王町 1818	422-7777
	12	十全記念病院	浜名区小松 1700	586-1115
その他	13	平安の森記念病院	中央区八幡町 181	430-0918
	14	高丘北あさひクリニック	中央区高丘北二丁目 29-63	430-5353
	15	泌尿器科・内科三樹医院	中央区幸一丁目 2-27	473-1662
	16	そらまめ腎・泌尿器科クリニック	中央区葵東二丁目 15-16	420-2111
	17	三澤クリニック	中央区佐藤三丁目 3-16	545-5057
	18	志都呂クリニック	中央区西鴨江町 621	448-8188
	19	すずかけセントラル病院	中央区田尻町 120-1	432-8054
	20	丸山クリニック	中央区法枝町 222-1	443-2266
	21	浜松とよおか病院	中央区豊岡町 110	433-8103
	22	きぼうの森クリニック	中央区有玉北町 1618-3	401-7757
	23	細江クリニック	浜名区細江町中川 7172-2418	527-2011
	24	浜名クリニック	浜名区沼 235-1	586-0555
	25	田所クリニック	浜名区内野 1239	584-3366
	26	さつきの森クリニック	浜名区中瀬 1665-2	580-0773
	27	ひりゅうクリニック	天竜区二俣町阿蔵 304-9	922-0366

### ※種別の説明

第1種：発災直後はクラッシュ症候群を対応し、発災後 48 時間以降は維持透析も対応する

第2種：発災翌日からの維持透析対応をする

周産期医療施設一覧（正常分娩を実施する医療機関）

No.	病 院 名	住 所	電話番号
1	浜松医療センター	中央区富塚町 328	453-7111
2	遠州病院	中央区中央一丁目 1-1	453-1111
3	聖隷浜松病院	中央区住吉二丁目 12-12	474-2222
4	浜松医科大学医学部附属病院	中央区半田山一丁目 20-1	435-2111
5	かば記念病院	中央区神立町 570	461-0612
6	聖隷三方原病院	中央区三方原町 3453	436-1251
7	大脇産婦人科医院	中央区曳馬三丁目 3-22	472-0103
8	南浅田小池産科婦人科	中央区南浅田一丁目 19-23	442-4122
9	ピュアレディース クリニック	中央区志都呂町 4992-1	440-4188
10	木村産科・婦人科	中央区東三方町 94-3	439-1010
11	ことみレディースクリニック	浜名区東美園 678	589-5000

### 精神病床を有する病院一覧

No.	病 院 名	住 所	電話番号
1	神経科浜松病院	中央区広沢二丁目 56-2	454-5361
2	聖隷三方原病院	中央区三方原町 3453	436-1251
3	浜松医科大学医学部附属病院	中央区半田山一丁目 20-1	435-2111
4	天竜病院	浜名区於呂 4201-2	583-3111
5	天王病院	中央区天王町 1926	421-5885
6	三方原病院	中央区小沢渡町 2195-3	448-0622
7	朝山病院	中央区東三方町 476-1	420-1830
8	精神科・神経科浜北病院	浜名区小松 3313	586-4558
9	遠江病院	浜名区中瀬 3832-2	588-1880
10	浜北さくら台病院	浜名区四大地 9-69	582-2311

### 療養病院一覧

No.	病 院 名	住 所	電話番号
1	丸山病院	中央区助信町 39-11	473-6721
2	平安の森記念病院	中央区八幡町 181	430-0918
3	西山病院	中央区西山町 501	485-5558
4	常葉大学リハビリテーション病院	中央区大山町 3806	436-1304
5	浜松とよおか病院	中央区豊岡町 111	439-0100
6	北斗わかば病院	浜名区於呂 3181-2	588-5000
7	浜北さくら台病院	浜名区四大地 9-69	582-2311
8	天竜すずかけ病院	天竜区二俣町二俣 2396-57	925-8111

## 救護所一覽

No.	名称	所在地	管理者	電話	地域防災無線
【中央区（中）】					
1	佐藤小学校	佐藤二丁目 32-1	学校長	461-0379	170
2	相生小学校	向宿三丁目 8-1	〃	461-0830	169
3	追分小学校	布橋一丁目 9-1	〃	472-1281	159
4	広沢小学校	広沢二丁目 51-1	〃	454-8335	160
5	西小学校	鴨江町 70-1	〃	452-1171	155
6	梶居小学校	東伊場二丁目 5-1	〃	452-7505	158
7	富塚小学校	富塚町 1803	〃	471-0203	183
8	花川小学校	花川町 781	〃	436-1401	186
9	竜禅寺小学校	竜禅寺町 844	〃	452-0683	164
10	浅間小学校	西浅田二丁目 12-1	〃	441-1706	166
11	浜松中部学園	松城町 108-1	〃	454-6406	150
12	東小学校	中央二丁目 2-1	〃	452-3137	152
13	(旧)北小学校	山下町 192	〃	473-2144	168
14	曳馬中学校	曳馬四丁目 2-15	〃	461-9737	182
15	萩丘小学校	幸五丁目 12-1	〃	471-4246	175
16	佐鳴台小学校	佐鳴台三丁目 31-1	〃	448-6768	187
17	開成中学校	高丘北一丁目 15-20	〃	437-1421	178
18	三方原小学校	三方原町 682	学校長	436-6200	222
19	豊岡小学校	豊岡町 22	〃	436-1107	223

【中央区（東）】					
20	蒲小学校	神立町 5	学校長	461-2644	205
21	和田小学校	薬師町 273-2	〃	421-0134	195
22	中ノ町小学校	中野町 427-1	〃	421-0059	198
23	与進小学校	天王町 1351	〃	421-1542	192
24	笠井中学校	笠井町 1055	〃	434-1079	191
25	積志小学校	積志町 1497-1	〃	434-0027	199
26	中郡中学校	中郡町 897	〃	433-2717	204

No.	名称	所在地	管理者	電話	地域防災無線
<b>【中央区（西）】</b>					
27	神久呂小学校	神ヶ谷町 3490	学校長	485-8508	268
28	入野中学校	入野町 17059	〃	447-1104	278
29	湖東中学校	佐浜町 4540	〃	486-0054	279
30	和地小学校	湖東町 2005	〃	486-0107	271
31	篠原小学校	篠原町 10300	〃	447-2009	272
32	村櫛小学校	村櫛町 2551	〃	489-2824	275
33	庄内学園	庄内町 100	〃	487-0063	281
34	舞阪小学校	舞阪町舞阪 76	〃	592-0144	298
35	雄踏文化センター	雄踏町宇布見 5427	西行政センター長	596-1100	303

<b>【中央区（南）】</b>					
36	飯田小学校	飯田町 978	学校長	461-3740	218
37	白脇小学校	寺脇町 431	〃	441-0693	207
38	河輪小学校	東町 333	〃	425-0036	213
39	新津小学校	新橋町 777	〃	447-0044	209
40	南陽中学校	芳川町 80	〃	461-2494	216
41	砂丘小学校	白羽町 2512	〃	441-3375	208
42	可美小学校	若林町 1748	〃	447-0043	220
43	南の星小学校	西島町 1148-1	〃	425-6900	211

<b>【浜名区（浜北）】</b>					
44	浜名小学校	小松 1450	学校長	586-2321	231
45	内野小学校	内野 1702	〃	586-3066	233
46	北浜中学校	西美菌 279-2	〃	586-3101	234
47	北浜東部中学校	上善地 317	〃	586-3177	235
48	北浜南小学校	寺島 3010	〃	586-1585	238
49	浜北北部中学校	於呂 2961	〃	588-7241	241
50	鹿玉中学校	宮口 4847	〃	589-8328	244

No.	名称	所在地	管理者	電話	地域防災無線
<b>【浜名区（北）】</b>					
51	都田小学校	都田町 5609-2	〃	428-2004	227
52	気賀小学校	細江町気賀 11592-1	〃	523-0158	309
53	井伊谷小学校	引佐町井伊谷 680	〃	542-0063	317
54	奥山小学校	引佐町奥山 1101-1	〃	543-0310	319
55	鎮玉診療所	引佐町別所 219-5	診療所管理者	528-5800	—
56	三ヶ日西小学校	三ヶ日町三ヶ日 301-1	学校長	525-0047	329
57	三ヶ日東小学校	三ヶ日町都筑 2266-2	〃	526-7034	328
58	三ヶ日保健センター	三ヶ日町三ヶ日 500-1	健康づくりセンター所長	524-1111	326

<b>【天竜区】</b>					
59	熊小学校	熊 2153	学校長	929-0151	336
60	上阿多古小学校	西藤平 1318	〃	928-0004	337
61	二俣小学校	二俣町二俣 867-1	〃	925-4178	342
62	清竜中学校	二俣町鹿島 525	〃	926-3741	343
63	光明小学校	山東 2550	〃	925-3032	345
64	横山小学校	横山町 547	〃	923-0073	346
65	犬居小学校	春野町堀之内 993-1	〃	985-0017	—
66	熊切自治会館	春野町石打松下 196-2	自治会長	—	—
67	(旧)春野北小学校	春野町杉 242-2	区振興課長	922-0016	—
68	春野中学校	春野町気田 380-2	学校長	989-0023	—
69	佐久間病院附属浦川診療所	佐久間町浦川 2915-1	診療所管理者	967-3320	—
70	佐久間病院附属山香診療所	佐久間町大井 2421-2	診療所管理者	964-0100	—
71	城西ふれあいセンター	佐久間町奥領家 1528-4	佐久間支所長	987-0011	—
72	水窪総合体育館	水窪町地頭方 241-3	まちづくり推進課長	982-0012	—
73	龍山診療所	龍山町戸倉 711-2	診療所管理者	969-0034	—

#### 病院前救護所

No.	病 院 名	住 所	電話番号	備 考
1	浜松赤十字病院	浜名区小林 1088-1	401-1111	循環備蓄※

※浜名区（浜北）内救護所の医薬品及び医療資器材は病院の循環備蓄等で確保

#### 医療資器材及び医薬品

No.		品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	入替年	
1	診断用具	血圧計	メーター式(ケース入)	個			4	
2		聴診器	リットマン型(ケース入)	個			4	
3		体温計	平型・1分計(デジタル)	個	2	1		
4		ペンライト	携帯用 単4 2本	個	1	1		
5		手動式蘇生器	シリコン蘇生バック 成人マスク(1)リザーバー(1)手動式吸引器付(1)	組	1		6	
6		経鼻用エアウェイ	6、7mm 各1	個	2	◎	4	
7		鼻鏡	ハルトマン 中	個	1	○		
8	蘇生気管挿管用具	喉頭鏡セット	マッキントッシュ(刃、大・中・小、柄付)、単2電池2本	組	1		電池4	
9		気管内チューブ	カフ付 7・8・9mm 各1	本	3	◎	4	
10		スタイレット	中	本	1	○		
11		開口器	エスマル	個	1	○		
12		舌圧子	木製 滅菌	個	15	◎	2	
13		バイトブロック	大・小 各1	個	2	○	6	
14		吸引チューブ	ネラトン 3・4・5mm 各1	本	3	○	2	
15		気管切開チューブ	カフ付 6・7・8mm 各1	本	3	◎	4	
16	外科処置用具	ピンセット	有鉤、無鉤 各1	13cm	丁	2	○	
17		止血鉗子	コッヘル有直、ペアン無直 各2	14.5cm	丁	4	○	
18		外科剪刀	両鈍反、片尖直 各1	14cm	丁	2	○	
19		持針器	ベーガル 14cm 又はマチュウ 16cm	14cm	丁	1	○	
20		ドレープ	穴あき ディスポ 90cm×90cm		枚	10		2
21		ディスポ注射器	10mL 22G 付		本	2	◎	4
22		針付縫合糸	ナイロン 3-0、5-0 各1	10入り	袋	2	○	2
23		メス	尖刃 セーフティスカルペル No.11	本	10		4	
24	衛生材料用具	滅菌ガーゼ	尺角 5枚入	袋	10	○	4	
25		カット綿	容器入	個	2	◎	4	
26		綿球	容器入	個	2	◎	4	
27		紙絆創膏	12個入	箱	1		2	
28		布絆創膏	12個入	箱	1		2	
29	創傷・熱傷・骨折用具	包帯	4・5・6 裂 反巻 各1	本	3		6	
30		伸縮包帯	4・5・6 裂 反巻 各1	本	3		4	
31		網包帯	手指・頭部用 各5	個	10		4	
32		伸縮絆創膏	エラスチゴン 2インチ(6個入)	箱	1		4	
33		三角巾	105×105×150cm	枚	5	○	6	
34		止血帯	エスマル(アメゴム)	個	1	○	2	
35		アルフェンス	2号・10号(各1箱)	箱	2		4	
36		金切鋏	アルフェンス切断用	個	1		10	
37		雑剪刀	24cm	丁	1		10	
38	医療補助用具	水桶	折り畳み式	個	1		10	
39		石鹼	薬用石鹼	個	1		6	
40		手洗ブラシ	プラスチック製(ディスポ)	個	10		10	
41		タオル	白(滅菌)	枚	5	○	6	
42		手術用手袋	滅菌 6・7・7.5・8 各5	双	20	◎	4	
43		シャーレ	ステンレス 9cm	枚	1			
44		膿盆	ディスポ 208×128×120mm	枚	10		10	
45		シーツ	滅菌シーツ 100×120cm	枚	5	○	2	
46		救急シート	保温用 メディテック MW1002	枚	5		4	
47		サインペン	赤・黒(各1本)	本	2		2	
48		手術衣セット	ディスポ(3組)	組	5	○	6	
49	注射輸液用具	ディスポシリンジ	2.5mL 22G 針付	本	10	◎	4	
50		ディスポシリンジ	5mL 22G 針付	本	10	◎	4	
51		ディスポシリンジ	10mL 22G 針付	本	10	◎	4	
52		ディスポシリンジ	20mL 針無	本	10	◎	4	
53		ディスポ針	23G 10入	袋	2	◎	4	
54		翼付針	18G・21G・23G(各5本入)	本	15	◎	2	
55		留置針	18G・20G・22G(5本入) 各1	袋	3	◎	2	
56		カテラン針	23G(5本入)	袋	1	◎	2	
57		輸液セット	ディスポ(10本入)	袋	1	◎	2	
58		駆血帯	アメゴム	本	3		2	
59		資材収納箱	コンテナ	個				

No.	区分	品名	仕様規格	単位	数量	管理	入替年
60	注	セルシン注射液 10mg	2mL×10A	箱	1	向	2
61	内	ロキソニン錠 60mg	PTP100T	箱	1		2
62	内	カロナール錠 200mg	PTP100T	箱	1		2
63	外	アンヒバ坐剤 100mg	50 個/箱	箱	1		4
64	注	キシロカイン注シリンジ 1% 10mL	10mL×10A	箱	1	劇	2
65	外	キシロカインゼリー 2% 30mL	30mL×5 本	箱	1		2
66	外	キシロカインポンプスプレー 8% 80g	1 本	本	1	劇	2
67	注	ブスコパン注 20mg	1mL×10A	箱	1	劇	1
68	外	クラビット点眼液 0.5%	5mL×10A	箱	1		2
69	注	アドレナリン注 0.1%シリンジ(追加)	1mL×10A	箱	1	劇	2
70	内	アムロジン錠 5mg(OD)	PTP100T	箱	1	劇	2
71	内	ノルバスク錠 5mg(OD)	PTP100T	箱	1		2
72	舌下	ニトロペン舌下錠 0.3mg	PTP100T	箱	1	劇	2
73	注	ラシックス注 20mg	2mL×50A	箱	1		2
74	注	ソル・コーテフ静注用 100mg	5mL×5V	箱	2		2
75	注	ヒューマリン R 注射液(100 単位/mL,10mL)	1V	箱	1	劇・冷	2
76	外	ウエルパス手指消毒液 0.2%	500mL	箱	1		2
77	外	ミルトン(OTC)	450mL	箱	1		2
78	外	スワブスティックヘキシジン	60 本/箱	箱	1		2
79	外	アルコール綿(1包化)ワンショットプラス EL-II 60 枚/袋	60 枚	袋	1		1
80	外	リンデロン-VG 軟膏 0.12% 5g	10 本/箱	箱	1		2
81	注	20%ブドウ糖液 20mL	50 本/箱	箱	1		2
82	注	ラクテック注 500mL	20 本/箱	箱	1		2
83	注	生理食塩水 500mL	20 本/箱	箱	1		2
84	注	生理食塩水 100mL	10 本/箱	箱	1		2
85	注	生理食塩水 20mL	50 本/箱	箱	1		2
86	注	セファメジン α 注 1g×10V	10V	箱	1		1
87	注	メイロン静注 7%250mL	10 本/箱	箱	1		1
88	注	沈降破傷風トキソイド 0.5mL	1 本	箱	5	劇・冷	1
89		救急箱	63×43×22cm	個			

※浜名区(浜北)については、浜松赤十字病院による循環備蓄とし、資器材及び医薬品については別に定める。

## 薬局協力医薬品

薬効分類	医薬品名	規格
催眠鎮静剤・抗不安剤	セルシン錠	2mg
	レンドルミンD錠	0.25mg
抗てんかん薬	イーケプラ錠	250mg
	デパケンR錠	100mg
精神神経用剤	デパス錠	0.5mg
解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン錠	60mg
	ボルタレン坐剤	50mg
	カロナール錠	200mg
	アンヒバ坐剤	100mg
鎮痙剤	ブスコパン錠	10mg
眼科用薬	クラビット点眼液 0.5%	
狭心症治療剤	フランドルテープ	40mg
血管拡張剤・降圧剤	アムロジン OD 錠	5mg
	メインテート錠	2.5mg
	ニトロペン舌下錠	0.3mg
	ブロプレス錠	8mg
利尿剤	ラシックス錠	20mg
副腎ホルモン剤	プレドニゾロン錠	5mg
化膿性疾患用剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	
鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤	リンデロン-VG 軟膏 0.12%	5g
	ロキソニンテープ	50mg
グラム陽性・陰性菌に作用するもの	フロモックス錠	100mg
	フロモックス細粒	100mg
	メイアクト MS 小児用細粒 10%	
	メイアクト MS 錠	100mg
グラム陽性菌、マイコプラズマに作用する	クラリス 10%小児用 DS	
	クラリス錠	200mg
合成抗菌剤	クラビット錠	500mg
下剤・浣腸剤	プルゼニド錠	12mg
止しゃ剤・整腸剤	ビオフェルミン錠	
	ビオフェルミン配合散	
	ビオフェルミン R 錠	
消化性潰瘍用剤	ムコスタ錠 100mg	100mg
	ガスターD 錠	10mg
その他の消化器官用薬	プリンペラン錠	5mg
	ナウゼリン坐剤	30mg
血液凝固阻止剤	ワーファリン錠	1mg
その他の血液・体液用薬	バイアスピリン錠	100mg
気管支拡張剤	サルタノールインヘラー	100 $\mu$ g
	メプチンエア	10 $\mu$ g
	ホクナリンテープ	0.5mg

	ホクナリンテープ	2.0mg
アレルギー用薬	ポララミン錠	2mg
	アレグラ錠	60mg
	アレロック OD 錠	5mg
鎮咳剤	メジコン錠	15mg
去痰剤	ムコダイン	250mg
糖尿病用剤	アマリール OD 錠	1mg
	メトホルミン錠	250mg
総合感冒剤	PL 配合顆粒	1g

### 医薬品卸売販売業者

	名 称	所在地	電話
1	株式会社メディセオ浜松支店	中央区西浅田二丁目 10—30	442-8821
2	アルフレッサ株式会社浜松西事業所	中央区高林三丁目 7—34	471-4111
3	中北薬品株式会社浜松支店	中央区将監町 23—1	463-1311
4	株式会社スズケン浜松支店	中央区西塚町 319—2	464-1151
5	東邦薬品株式会社浜松営業所	中央区丸塚町 136—1	469-0611
6	株式会社アスコ浜松営業所	中央区丸塚町 230	464-0211
7	ベルメディカルケア株式会社 メディカル事業部浜松営業所	中央区半田山四丁目 29—38	434-5651
8	アルフレッサヘルスケア株式会社 浜松配送センター	中央区米津町 2658 センコー浜松 PD センター内	444-2411

### 医療資器材販売業者

	名 称	所在地	電話
1	協和医科器械株式会社浜松支店	中央区篠ヶ瀬町 400	423-2110

### 医療用ガス販売業者

	名 称	所在地	電話
1	サーラエナジー株式会社 BS 浜松事業所	中央区丸塚町 298—1	465-1551
2	株式会社丸協酸素商会	中央区中田町 825	461-6136

### 血液センター

	名 称	所在地	電話
1	静岡県赤十字血液センター 浜松事業所	中央区中里町 1013	421-3151

## 浜松市医療救護計画

発行 浜松市  
編集 浜松市 健康福祉部 健康医療課  
〒432-8550  
浜松市中央区鴨江二丁目11番2号  
TEL 053-453-6178  
Eメール：[iryoku@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:iryoku@city.hamamatsu.shizuoka.jp)  
ホームページ：<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

発行日 令和8年4月